

徳島県農業版業務継続計画

< 県農業版BCP >

第 3 版

徳 島 県

徳島県農業版業務継続計画＜県農業版BCP＞第3版

目次

第1	総則	1
1	趣旨	1
2	想定事象	1
3	他の計画やガイドラインとの関係	2
4	適用範囲	2
5	用語の整理	2
6	業務継続の基本方針	3
7	全体の構成	3
8	各部局の業務継続	4
9	計画の見直し	4
第2	県農業版BCPの策定及び運用体制	5
1	体制整備	5
2	農地津波・塩害等対策協議会の設置	5
3	県協議会及び地域協議会の運営	8
第3	被害状況の想定	9
1	業務継続体制の検討の前提となる被害想定	9
2	震度	9
3	津波及び浸水	10
4	農地被害	10
5	農業用施設被害	12
第4	非常時優先業務	22
1	非常時優先業務の選定	22
2	応急業務	23
3	継続の必要性の高い通常業務	28
4	復旧に併せて行う事業	29
第5	平時に行う事前対策	32
1	早期着工に向けた準備	32
2	土地改良区BCPの策定推進	37
3	津波・塩害からの営農再開マニュアルの整備	38
4	防災、減災に資する施設整備の推進	41
第6	利水者相互の施設融通	42
1	利水者の事前の取組み	42
2	他県の事例	43
第7	関係団体BCPとの連携	45
1	緊急時における農業協同組合施設の活用	45
第8	業務継続力の向上	46
1	関係職員の意識の向上	46
2	訓練・研修	46



第 1 総 則

1 趣旨

東日本大震災では、地震による地盤沈下等に加え、大津波による海水等の流入が農地の塩分濃度の上昇や冠水による作付け停止状態を招くなど、早期の営農再開に大きな支障をきたしている。本県においても、南海トラフ巨大地震などの大津波を伴う地震が発生した場合、県南部から東部にかけての沿岸地域では、ブランド産地を含む広範囲の農地が壊滅的な被害を受けることが予想される。

県では、危機事象発生時においても「非常時優先業務」をなるべく中断させず、また県民生活に密着する行政サービスや基幹業務等を継続して実施するための『徳島県業務継続計画<南海トラフ巨大地震編>』を策定しているところであるが、本県の基幹産業である農業においては、さらに細やかな対応をもって一刻も早い営農再開が求められる。

『徳島県農業版業務継続計画（略称：県農業版 BCP）』（以下、本計画という）は、東日本大震災被災県の対応・対策を踏まえるとともに、被災地へ派遣された本県職員からの意見も取り入れ、県が中心となって関係自治体や農業団体等と連携を図りながら、想定される被災農地の速やかな復旧と円滑な営農再開に繋がる体制整備や対策を構築するべく、必要な取組を定めるものである。

2 想定事象

（1）南海トラフ巨大地震による津波・塩害への適用

本計画は、南海トラフ巨大地震の発生を念頭に策定しており、震度 6 強以上の揺れを伴う地震が発生した場合に適用する。

ただし、実際に震度 6 強以上の地震が発生した場合であっても、想定されている被害よりも実際に発生した被害がかなり小さいことが判明した場合には、本計画をそのまま適用するのではなく、発生状況や事態の推移に即して弾力的な運用をおこなうものとする。

なお、本計画においては、南海トラフ巨大地震以外の大規模な災害・事故等が同時発生することは想定していない。



3 他の計画やガイドラインとの関係

(1) 『徳島県業務継続計画＜南海トラフ巨大地震編＞』等との関係

本計画は、『徳島県業務継続計画＜南海トラフ巨大地震編＞』をはじめとする南海トラフ巨大地震等発生に備えた次に掲げる計画やマニュアル等で定められている対策や業務との整合性を確保するよう努める。

『徳島県業務継続計画＜南海トラフ巨大地震編＞』

『徳島県地域防災計画（震災対策編）』

『徳島県災害対策本部運営規程』

『徳島県災害対策本部事務局事務処理要領』第1 総則 3

『南海トラフ巨大地震等大規模災害等における初動要員マニュアル』

『徳島県職員の勤務時間外における大規模地震発生時の初動体制マニュアル』

4 適用範囲

(1) 本計画を適用する部局の範囲

本計画を適用する部局（以下「各部局」という）の範囲は次のとおりとする。

○農林水産部（東部農林水産局を含む）、南部総合県民局農林水産部

(2) 本計画を適用する業務の範囲

本計画では、次の庁舎で行われる南海トラフ巨大地震発生後の被害状況把握から災害復旧、さらに農地復旧後営農再開し、生産物が出荷されるまでの業務を対象とする。

○万代庁舎、徳島合同庁舎、吉野川合同庁舎、南部総合県民局阿南庁舎、南部総合県民局美波庁舎

5 用語の整理

(1) 業務の区分

本計画で用いる南海トラフ巨大地震発生後の業務区分は、次のとおりとする。

○非常時優先業務

南海トラフ巨大地震発生時に県として優先的に継続して実施すべき業務。南海トラフ巨大地震発生時に新規に発生する業務（地震災害に対応する業務など）を含む。非常時優先業務は、「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」に区分する。



○応急業務

非常時優先業務のうち、南海トラフ巨大地震によって生じる事態に対応するために実施する業務。応急業務には「災害応急対策業務」と「被災状況に応じて速やかな実施が必要となるその他の緊急業務」が含まれる。

○継続の必要性の高い通常業務

平常時から実施している通常業務のうち、南海トラフ巨大地震に直接対応する業務ではないが、発災時においても継続する必要性が高い業務、及び南海トラフ巨大地震からの復興を目的とした災害復旧業務とする。

なお、それ以外の通常業務は、「縮小・中断すべき通常業務」として扱う。

6 業務継続の基本方針

本計画において、県は、南海トラフ巨大地震発生時においては、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図る。

- ① 県は、南海トラフ巨大地震発生時においては、県民の生命・身体・財産を保護したうえで、農業の早期復旧を図るものとする。
- ② 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、本計画適用部局内で横断的に行う。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、南海トラフ巨大地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

7 全体の構成

本計画は、第1から第8で構成する。

- 第1 総則
- 第2 県農業版 BCP の策定及び運用体制
- 第3 被害状況の想定
- 第4 非常時優先業務
- 第5 平時に行う事前対策
- 第6 利水者相互の施設融通
- 第7 関係団体 BCP との連携
- 第8 業務継続力の向上



8 各部局の業務継続

各部局は、本計画との整合に留意し、自ら実施する非常時優先業務について、業務継続のための体制・計画を整備する。

9 計画の見直し

各部局は、平常時から、本計画を継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていくため、訓練等による計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するという PDCA サイクルによるスパイラルアップを行う。



第2 県農業版BCPの策定及び運用体制

1 体制整備

県農業版 BCP を策定するにあたって、当該計画の高い実用性を鑑みた場合、県のみならず、沿岸部の自治体や農業関係団体が意見等を持ち寄って作成することが肝要である。そこで、本計画を策定するにあたっては、次のとおり体制を整備し、運用を行うこととする。

2 農業版 B C P 対策協議会の設置

南海トラフを震源とする大地震に伴う津波被害を想定した農業版 BCP を策定するため、県段階及び圏域局段階に『農業版 B C P 対策協議会』を設置する。この運営要綱については別に定め、その体制については次のとおりである。

○全県域段階の農業版 B C P 対策協議会

徳島県農業版 B C P 対策協議会

【活動内容】

- ・ 県農業版 BCP の策定及び推進
- ・ 農地復旧等の研修会の企画調整
- ・ 協議会の運営

【構成】

- ・ 会長 農林水産部長
- ・ 副会長 東部農林水産局長、農林水産総合技術支援センター副所長、南部総合県民局農林水産部長、西部総合県民局農林水産部長
- ・ 会員 徳島県農業協同組合中央会常務、徳島県土地改良事業団体連合会事務局長、農林水産政策課長、畜産振興課長、農林水産総合技術支援センター経営推進課長、農山漁村振興課長、生産基盤課長

【作業部会】

農林水産部長（作業部会長）、農林水産総合技術支援センター経営推進課担当者、農山漁村振興課担当者、生産基盤課担当者

- ・ 事務局 農山漁村振興課



○本計画に関する各圏域局段階の地域協議会

→東部農林水産局及び南部総合県民局に設置する。

東部地域農業版BCP対策協議会

【活動内容】

- ・東部地域（徳島市、鳴門市、小松島市、阿波市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町）における農業版BCPの策定に関する意見集約
- ・県農業版BCPの研修会・訓練の開催
- ・県農業版BCP対策協議会への提言
- ・地域協議会及び地域作業部会の運営

【構成】

- ・会長 東部農林水産局長
- ・副会長 東部農林水産局副局長
- ・会 員

徳島市、鳴門市、小松島市、阿波市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町

6 農業協同組合（徳島県、徳島中央会、徳島市、東とくしま、里浦、大津松茂）

13 土地改良区（川内、吉野川下流域、勝浦川、里浦、田野芝生、立江川、和田島、吉野川北岸、上板町北岸用水、阿波中部、阿波東部、市場中央、土成西部）

徳島県土地改良事業団体連合会

農林水産総合技術支援センター、東部農林水産局

（東部農林水産局の関係者）

局長	会長
（徳島庁舎）副局長	副会長
次長（徳島農業支援センター所長）	
次長（鳴門藍住農業支援センター所長）	
企画総務担当課長	
管理用地担当課長	
農村整備第二担当課長	
（吉野川庁舎）副局長	副会長
次長（吉野川農業支援センター所長）	
農村整備担当課長	



【作業部会】

・津波浸水エリア作業部会

徳島市、鳴門市、小松島市、松茂町、北島町、藍住町

5 農業協同組合（徳島県、徳島市、東とくしま、里浦、大津松茂）

2 1 土地改良区（川内、吉野川北岸、吉野川下流域、勝浦川、里浦、田野芝生、立江川、和田島、三俣、市場、中須、東部姫田、飯尾川堰、北島、渭北渭東、大林、坂野、坂野町第一、小松島南部、立江櫛渕、中島用水）

徳島県土地改良事業団体連合会

農林水産総合技術支援センター、東部農林水産局

・事務局 東部農林水産局（徳島）企画総務担当

南部地域農業版BCP対策協議会

【活動内容】

- ・南部地域（阿南市、牟岐町、美波町、海陽町）における農業版BCPの策定に関する意見集約
- ・県農業版BCPの研修会・訓練の実施
- ・県農業版BCP対策協議会への提言
- ・地域協議会及び地域作業部会の運営

【構成】

- ・会長 南部総合県民局農林水産部長
- ・副会長 南部総合県民局農林水産部副部長
- ・会員 阿南市、牟岐町、美波町、海陽町
- 2 農業協同組合（東とくしま、徳島（アグリあなん営農経済センター、海陽営農経済センター））
- 徳島県農業共済組合南部支所
- 1 6 土地改良区（阿南東部、今津浦、今津南部、色ヶ島、江野島、太田川、上福井、島尻、那賀川、中島、平島上、福井川、芳崎、八幡、海部川沿岸、牟岐）
- 徳島県土地改良事業団体連合会
- 農林水産総合技術支援センター、南部総合県民局

【作業部会】 阿南作業部会、海部作業部会

- ・事務局 南部総合県民局農林水産部農村整備第一担当（阿南）、農村保全担当（美波）



3 県協議会及び地域協議会の運営

県協議会と地域協議会は、実用性の高い県農業版 BCP を作成するため、相互の作業を補いながら運営を行うこととする。

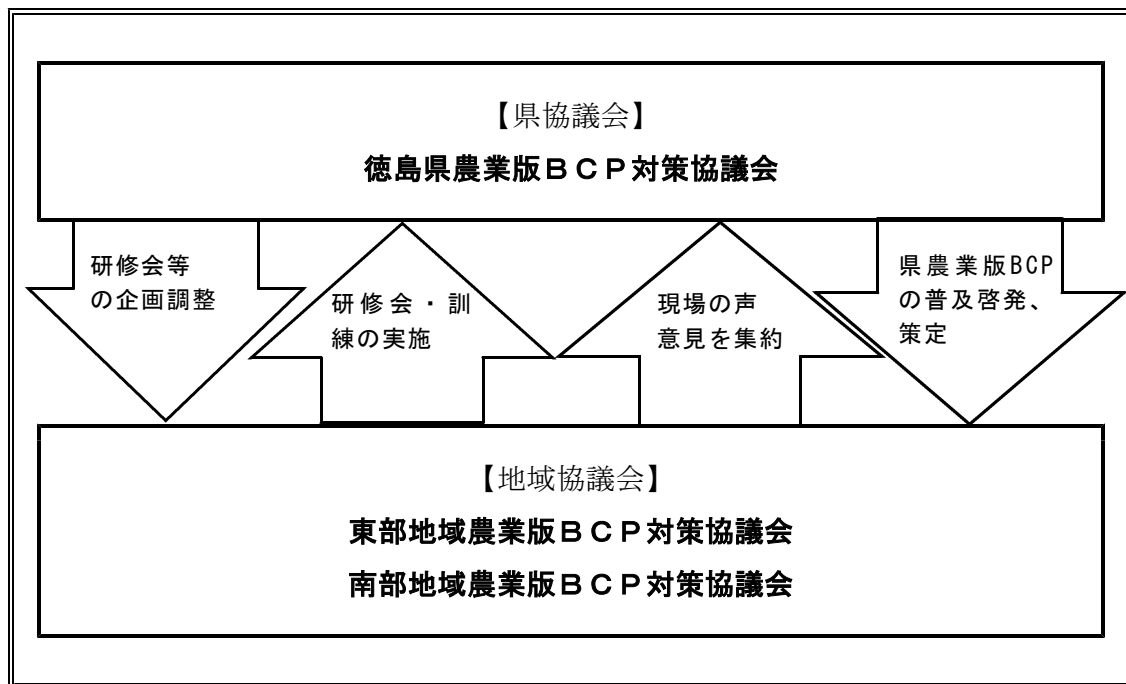


図 2 - 1 各協議会の関係



第3 被害状況の想定

1 業務継続体制の検討の前提となる被害想定

本計画での南海トラフ巨大地震による被害想定は、徳島県が平成 25 年 7 月 31 日に公表した「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第1次）」による。

2 震度

「南海トラフ巨大地震による震度分布図（徳島県想定）」によると、本県では、東部沿岸部での震度 7 の揺れをはじめ、県下全域で震度 6 弱以上の揺れが想定されている。

農地・農業用施設にあっては、揺れによる損壊のほか、地盤条件によっては、液状化の発生により、噴砂や用排水路等の不等沈下による機能不全が生じ、営農の継続に支障をきたすこととなる。

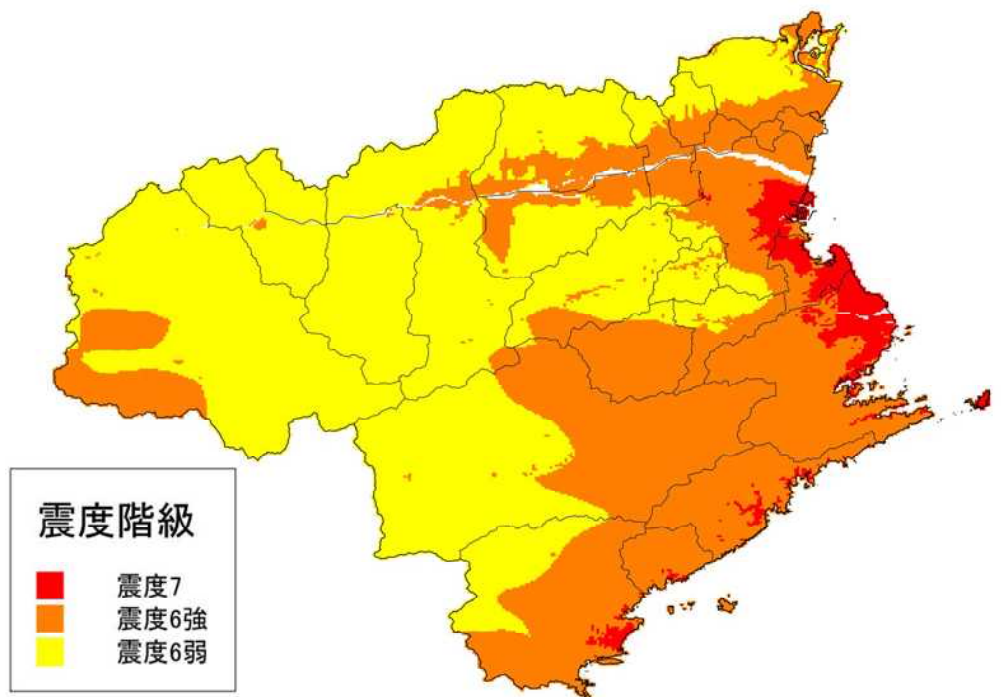


図3-1 南海トラフ巨大地震による震度分布図
徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第1次）平成25年7月31日公表より



3 津波及び浸水

南海トラフ巨大地震は揺れだけでなく大津波が沿岸部を襲うことが想定されており、特に県南部の沿岸地域では、地震発生後、きわめて短時間で大津波が到達し、最大津波高は場所によっては 20m を越える。

農地は、津波による浸水により、ガレキ・土砂の流入のみならず塩害が想定され、また、本県のブランド作物である甘藷の栽培に欠かせない砂の流出も想定される。

さらに、排水機場などの農業用施設は、津波の直撃により建屋の倒壊や排水ポンプの破損による機能低下、もしくは機能停止が想定される。

4 農地被害

徳島県が平成 24 年 10 月 31 日に公表した「徳島県津波浸水想定」を基に算出（概算）した農地の浸水被害面積と区域は、表 3－1 及び図 3－2 のとおりである。

なお、今回の想定は、「徳島県津波浸水想定」と平成 20 年度の航空写真を基に算出したものであり、写真撮影時以降の地目変更要素を考慮できたものではない。

表 3－1 農地の浸水被害想定面積＜概算＞

圏域局名	市町名	農地の浸水被害想定面積＜概算＞(ha)
東部農林水産局	徳島市	1, 301
	鳴門市	1, 575
	小松島市	1, 265
	松茂町	338
	北島町	231
	藍住町	81
南部総合県民局	阿南市	1, 806
	牟岐町	42
	美波町	122
	海陽町	181
合 計		6, 942

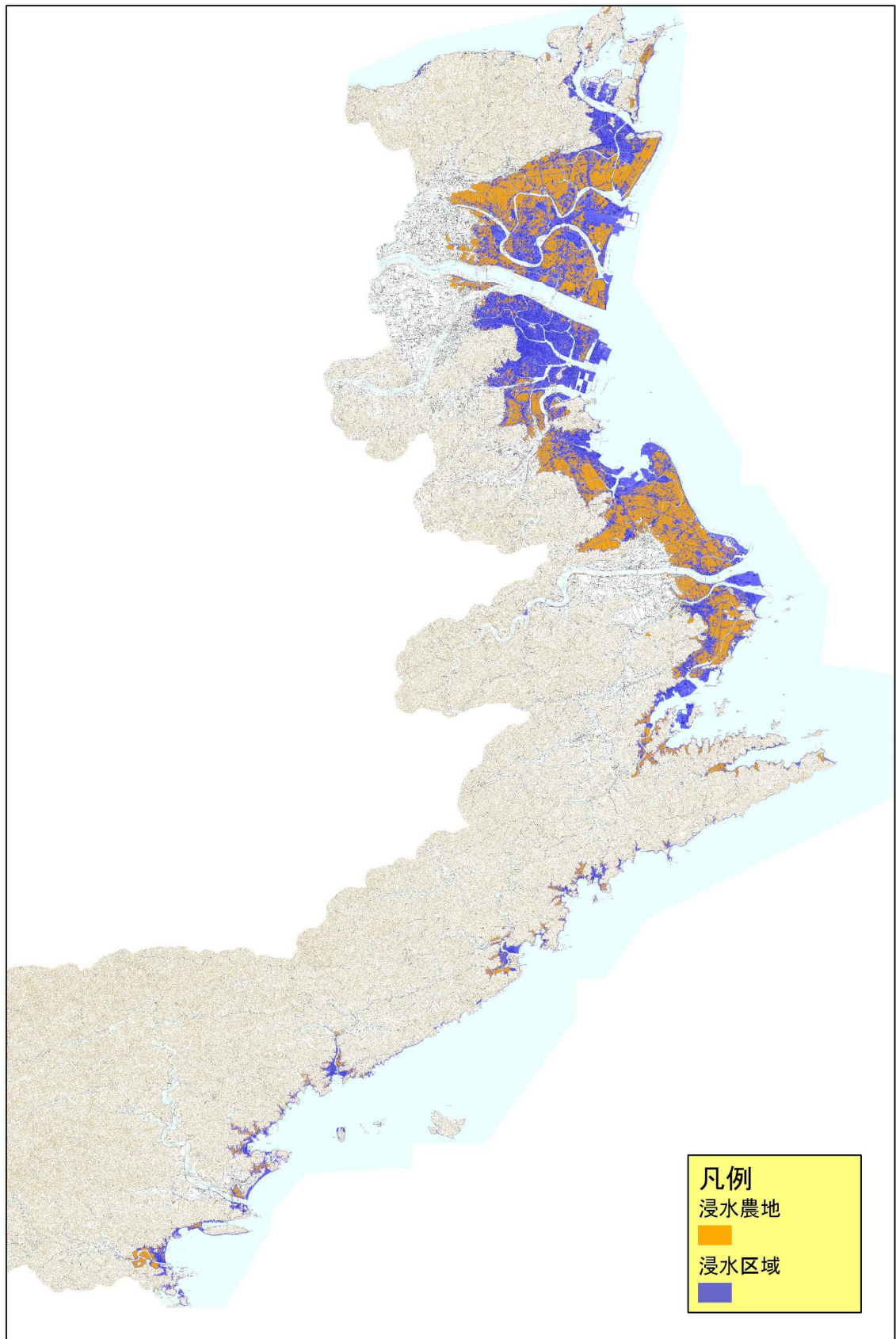


図 3－2 津波浸水区域と区域内の農地



5 農業用施設被害

排水機場等、津波浸水区域内に存在する重要な農業用施設は下記のとおりである。

(1) 対象となる農業用施設

①排水機場

3 8 箇所（詳細は表 3－2 を参照）

②排水樋門

4 7 箇所（詳細は表 3－3 を参照）

③揚水機場

6 7 箇所（詳細は表 3－4 を参照）

④取水施設（頭首工、堰）

6 箇所（詳細は表 3－5 を参照）

⑤ため池

4 箇所（詳細は表 3－7 を参照）

⑥農道（一般・農免農道）

5 箇所（詳細は表 3－8 を参照）

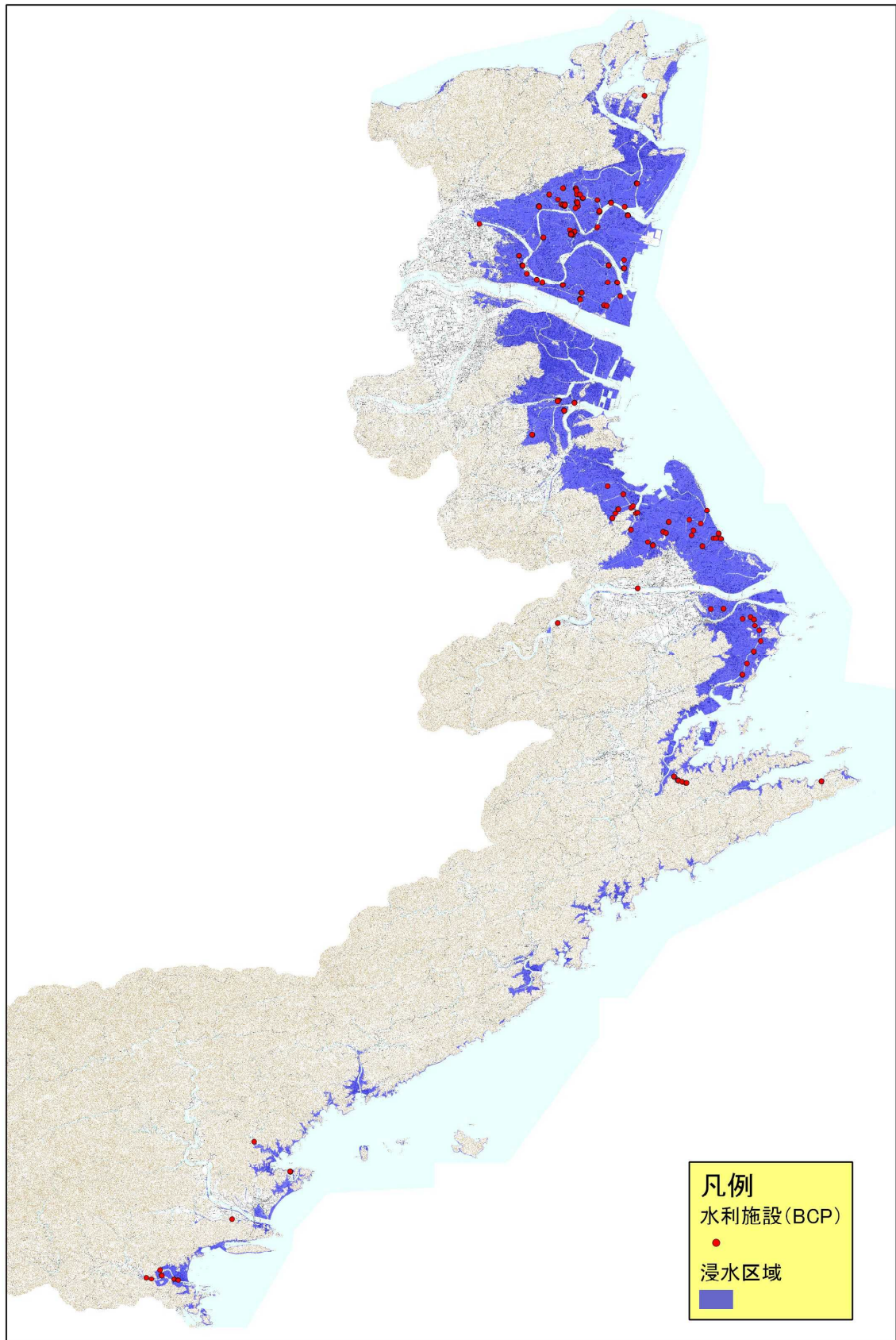


図 3 - 3 津波浸水区域と区域内の水利施設

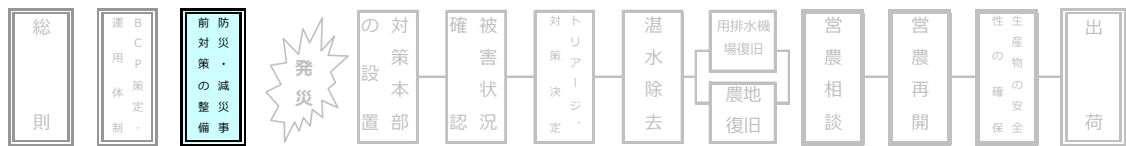


表 3－2 浸水区域内の排水機場台帳

整理番号	工 種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	排水機場	松茂町	伊沢裏排水機場	かんがい排水事業 県営湛水防除事業	松茂	S53	S60	松茂町
2	排水機場	松茂町	豊岡排水機場	かんがい排水事業 県営湛水防除事業	松茂	S53	S60	松茂町
3	排水機場	鳴門市	大谷川排水機場	かんがい排水事業	大谷川	S48	S52	鳴門市
4	排水機場	鳴門市	大津東部排水機場	かんがい排水事業	大津東部	S54	H1	鳴門市
5	排水機場	徳島市	小松排水機場	県営湛水防除事業	小松	H1	H6	徳島市
6	排水機場	徳島市	勝占排水機場	県営湛水防除事業	勝占2期	H13	H20	勝浦川土地改良区
7	排水機場	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	野上排水機場	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
8	排水機場	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	太田川排水機場	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
9	排水機場	松茂町	中喜来(入江川)排水機場	県営湛水防除事業	喜来	S50	S55	松茂町
10	排水機場	徳島市	百間場排水機場	県営湛水防除事業	川内	S52	S61	徳島市
11	排水機場	徳島市	近藤排水機場	県営湛水防除事業	川内	S52	S61	徳島市
12	排水機場	徳島市	宮島排水機場	県営湛水防除事業	川内	S52	S61	徳島市
13	排水機場	徳島市	百間場排水機場	かんがい排水事業	川内	H1	H18	川内土地改良区
14	排水機場	徳島市	近藤排水機場	かんがい排水事業	川内	H1	H18	川内土地改良区
15	排水機場	徳島市	宮島排水機場	かんがい排水事業	川内	H1	H18	川内土地改良区
16	排水機場	北島町、松茂町、鳴門市	鍋川排水機場	県営湛水防除事業	北島	S52	S57	北島町
17	排水機場	徳島市	大谷前排水機場	県営湛水防除事業	大谷前	S53	S56	徳島市
18	排水機場	徳島市	金岡排水機場	県営湛水防除事業	金岡	S54	S55	徳島市
19	排水機場	鳴門市	堀江排水機場	県営湛水防除事業	堀江	S54	S60	鳴門市
20	排水機場	徳島市	有天排水機場	県営湛水防除事業	中原	S55	S59	徳島市
21	排水機場	徳島市	源九郎排水機場	県営湛水防除事業	勝瑞	S56	S60	徳島市
22	排水機場	徳島市	古川排水機場	県営湛水防除事業	古川	S57	S61	徳島市
23	排水機場	徳島市	雑賀開排水機場	県営湛水防除事業	雑賀開	S58	S62	徳島市
24	排水機場	小松島市	石見川排水機場	地盤沈下対策事業	小松島	H10	H20	小松島市
25	排水機場	鳴門市	大津西部排水機場	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
26	排水機場	鳴門市	松村排水機場	地盤沈下対策事業	大麻	H4	H15	鳴門市
27	排水機場	鳴門市	恵比寿排水機場	畑地帯総合整備事業	里浦	H10	H14	鳴門市
28	排水機場	鳴門市	中岸排水機場	畑地帯総合整備事業	里浦	H6	H7	鳴門市
29	排水機場	北島町	北島排水機場	地盤沈下対策事業	北島	S52	S57	北島町
30	排水機場	徳島市	有天只津排水機場	地盤沈下対策事業	応神	S60	H4	徳島市
31	排水機場	徳島市	源九郎排水機場	排水対策特別事業	源九郎	H6	H11	徳島市
32	排水機場	穴喰町	馳馬排水機場	排水対策特別事業	馳馬	H7	H12	海陽町
33	排水機場	穴喰町	松本排水機場	排水対策特別事業	松本	S59	H2	海陽町
34	排水機場	松茂町	喜来排水機場	畑地帯総合整備事業 (緊急整備型)	喜来	H3	H17	松茂町
35	排水機場	阿南市	西分排水機場	排水対策特別事業	西分	H9	H15	阿南市
36	排水機場	海陽町	日比原排水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	日比原	H18	H18	海陽町
37	排水機場	阿南市	出島排水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業併せ排特)	上福井	H3	H19	阿南市
38	排水機場	阿南市	工地排水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業併せ排特)	上福井	H3	H19	阿南市

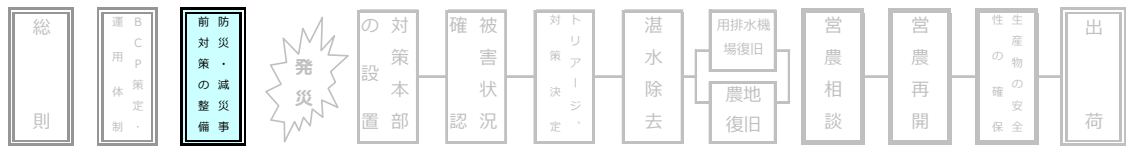


表 3 - 3 浸水区域内の排水樋門台帳

整理番号	工 種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	排水樋門	徳島市、小松島市	多々羅川排水樋門	かんがい排水事業	勝浦川沿岸	S26	S46	勝浦川土地改良区
2	排水樋門	鳴門市	天神免排水樋門	かんがい排水事業	大谷川	S48	S52	鳴門市
3	排水樋門	松茂町、鳴門市	伊沢裏排水樋門	かんがい排水事業	松茂	S53	S60	松茂町
4	排水樋門	松茂町	豊岡排水樋門	かんがい排水事業	松茂	S53	S60	松茂町
5	排水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	今津川制水樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
6	排水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	幾島川左岸上流樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
7	排水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	打樋川排水樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
8	排水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	野上排水樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
9	排水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	幾島川左岸下流樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
10	排水樋門	松茂町	中州排水樋門	県営農業水利施設保全対策事業	喜来	H29	R4	松茂町
11	排水樋門	徳島市	宮島排水樋門	県営湛水防除事業	川内	S52	S61	徳島市、川内土地改良区
12	排水樋門	徳島市	近藤排水樋門	県営湛水防除事業	川内	S52	S61	徳島市、川内土地改良区
13	排水樋門	徳島市	松岡排水樋門	県営湛水防除事業	川内	S52	S61	徳島市、川内土地改良区
14	排水樋門	北島町、松茂町、鳴門市	仁木排水樋門	県営湛水防除事業	北島	S52	S57	北島町
15	排水樋門	徳島市	大谷前排水樋門	県営湛水防除事業	大谷前	S53	S56	徳島市
16	排水樋門	上板町	六条排水機場	県営湛水防除事業	上板	S53	S59	上板町
17	排水樋門	鳴門市	堀江排水樋門	県営湛水防除事業	堀江	S54	S60	鳴門市
18	排水樋門	藍住町	源九郎排水樋門	県営湛水防除事業	勝瑞	S56	S60	徳島市
19	排水樋門	徳島市	古川排水機場	県営湛水防除事業	古川	S57	S61	徳島市
20	排水樋門	鳴門市	2排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
21	排水樋門	鳴門市	3排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
22	排水樋門	鳴門市	5排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
23	排水樋門	鳴門市	7排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
24	排水樋門	鳴門市	9排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
25	排水樋門	鳴門市	1排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
26	排水樋門	鳴門市	4排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
27	排水樋門	鳴門市	6排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
28	排水樋門	鳴門市	8排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
29	排水樋門	北島町	北島排水樋門	地盤沈下対策事業	北島	S52	S57	北島町
30	排水樋門	徳島市	今切川排水樋門	地盤沈下対策事業	応神	S60	H4	徳島市
31	排水樋門	松茂町	中瀬排水樋門	農業用河川応急対策事業	中瀬	H11	H15	松茂町
32	排水樋門	松茂町	長岸排水樋門	農業用河川応急対策事業	長岸寺西	H15	H17	吉野川下流域土地改良区
33	排水樋門	鳴門市	恵美寿排水樋門	農業用河川応急対策事業	恵美寿	H5	H9	鳴門市
34	排水樋門	徳島市	高良東排水樋門	農業用河川応急対策事業	高良東	H7	H10	徳島市
35	排水樋門	鳴門市	矢倉排水樋門	農業用河川応急対策事業	矢倉	S62	H18	鳴門市
36	排水樋門	徳島市	雑賀排水樋門	排水対策特別事業	雑賀開	S58	S62	徳島市
37	排水樋門	海陽町	五反田排水樋門	排水対策特別事業	五反田	S59	S59	海陽町
38	排水樋門	徳島市、北島町、松茂町、藍住町	鍋川樋門	かんがい排水事業	旧吉野川沿岸	S15	S23	水資源機構
39	排水樋門	鳴門市	大津東部排水樋門	かんがい排水事業	大津東部	S54	H1	鳴門市
40	排水樋門	徳島市	沖島排水樋門	農業用河川応急対策事業	沖島	H3	H5	徳島市
41	排水樋門	松茂町	北ノ川排水樋門	農業用河川応急対策事業	北ノ川	H4	H6	松茂町
42	排水樋門	松茂町	小喜来排水樋門	農業用河川応急対策事業	小喜来	H4	H9	松茂町
43	排水樋門	松茂町	稲本排水樋門	農業用河川応急対策事業	稲本	H8	H14	松茂町
44	排水樋門	松茂町	藤田裏排水樋門	農業用河川応急対策事業	藤田裏	H9	H13	松茂町
45	排水樋門	鳴門市	徳長排水樋門	農業用河川応急対策事業	徳長	S63	H2	鳴門市
46	排水樋門	鳴門市	大幸排水樋門	排水対策特別事業	大幸	S54	S62	鳴門市
47	排水樋門	鳴門市	(大幸)排水樋門	排水対策特別事業	大幸	S54	S62	鳴門市

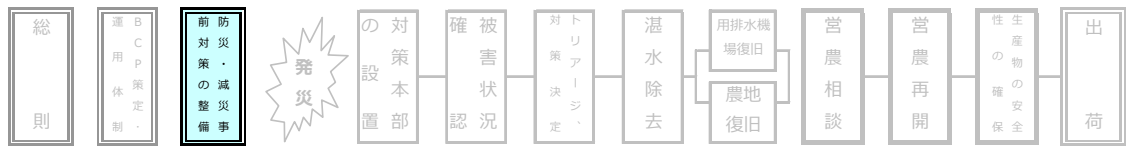
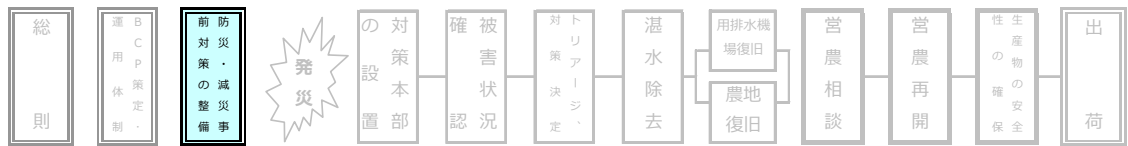


表 3－4 浸水区域内の揚水機場台帳

整理番号	工 種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	揚水機場	藍住町、徳島市	中島揚水機場	かんがい排水事業 経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	中島	S54	S62	中島用水土地改良区
2	揚水機場	阿南市	椿地揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	福井川	H10	H16	福井川土地改良区
3	揚水機場	阿南市	実用第1揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	福井川	H10	H11	福井川土地改良区
4	揚水機場	阿南市	実用第2揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	福井川	H10	H11	福井川土地改良区
5	揚水機場	小松島市	坂野第1揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	坂野	H4	H18	小松島南部土地改良区
6	揚水機場	小松島市	坂野第2揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	坂野	H4	H18	小松島南部土地改良区
7	揚水機場	小松島市	坂野第3揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	坂野	H4	H18	小松島南部土地改良区
8	揚水機場	小松島市	坂野第4揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	坂野	H4	H18	小松島南部土地改良区
9	揚水機場	小松島市	坂野第5揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	坂野	H4	H18	小松島南部土地改良区
10	揚水機場	小松島市	坂野第6揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	坂野	H4	H18	小松島南部土地改良区
11	揚水機場	小松島市		経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	新開	H5	H11	小松島南部土地改良区
12	揚水機場	那賀川町	太田川第1ポンプ場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	太田川	S54	H7	太田川土地改良区
13	揚水機場	那賀川町	太田川第2ポンプ場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	太田川	S54	H7	太田川土地改良区
14	揚水機場	那賀川町	太田川第3ポンプ場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	太田川	S54	H7	太田川土地改良区
15	揚水機場	那賀川町	太田川第4ポンプ場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	太田川	S54	H7	太田川土地改良区
16	揚水機場	那賀川町	太田川第5ポンプ場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	太田川	S54	H7	太田川土地改良区
17	揚水機場	小松島市	ポンプ場1	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	田野	S54	H7	田野芝生土地改良区
18	揚水機場	小松島市	ポンプ場2	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	田野	S54	H7	田野芝生土地改良区
19	揚水機場	小松島市	ポンプ場3	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	田野	S54	H7	田野芝生土地改良区
20	揚水機場	小松島市	ポンプ場4	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	田野	S54	H7	田野芝生土地改良区
21	揚水機場	小松島市	ポンプ場5	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	田野	S54	H7	田野芝生土地改良区
22	揚水機場	小松島市	ポンプ場6	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	田野	S54	H7	田野芝生土地改良区
23	揚水機場	穴喰町	中角揚水機場、八山用水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	穴喰	H15	H19	海陽町
24	揚水機場	阿南市	横見東部第1機場	国営付帯農地防災事業	横見東部	H13	H18	-
25	揚水機場	阿南市	横見東部第2機場	国営付帯農地防災事業	横見東部	H13	H18	-
26	揚水機場	徳島市	榎瀬揚水機場	水質障害対策事業	川内	S54	H10	川内土地改良区
27	揚水機場	藍住町	1ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
28	揚水機場	藍住町	2ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
29	揚水機場	藍住町	3ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
30	揚水機場	藍住町	4ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
31	揚水機場	藍住町	5ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
32	揚水機場	藍住町	6ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
33	揚水機場	藍住町	7ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
34	揚水機場	藍住町	8ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
35	揚水機場	北島町	ポンプ場	地盤沈下対策事業	北島	S52	S57	吉野川下流域土地改良区
36	揚水機場	徳島市	応神揚水機場	地盤沈下対策事業	応神	S60	H4	徳島市、 吉野川下流域土地改良区
37	揚水機場	阿南市	3－1号揚水機場	地盤沈下対策事業	見能林	S63	H10	阿南東部土地改良区
38	揚水機場	阿南市	3－2号揚水機場	地盤沈下対策事業	見能林	S63	H10	阿南東部土地改良区
39	揚水機場	阿南市	3－6号揚水機場	地盤沈下対策事業	見能林	S63	H10	阿南東部土地改良区
40	揚水機場	阿南市	3－8号揚水機場	地盤沈下対策事業	見能林	S63	H10	阿南東部土地改良区
41	揚水機場	阿南市	1・2号揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	中島	S63	H4	中島土地改良区
42	揚水機場	阿南市	3号揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	中島	S63	H4	中島土地改良区
43	揚水機場	阿南市	第1揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	上福井	H10	H11	上福井土地改良区
44	揚水機場	阿南市	第2揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	上福井	H5	H6	上福井土地改良区
45	揚水機場	阿南市	第3揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	上福井	H7	H7	上福井土地改良区



整理番号	工 種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
46	揚水機場	阿南市	第4揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	上福井	H10	H11	上福井土地改良区
47	揚水機場	阿南市	第5揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	上福井	H10	H11	上福井土地改良区
48	揚水機場	阿南市	第1揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	平島上	H17	H18	平島上土地改良区
49	揚水機場	阿南市	第2揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	平島上	H18	H19	平島上土地改良区
50	揚水機場	阿南市	第3揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	平島上	H19	H19	平島上土地改良区
51	揚水機場	阿南市	第1揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	今津南部	H19	H19	今津南部土地改良区
52	揚水機場	阿南市	第2揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	今津南部	H24	H24	今津南部土地改良区
53	揚水機場	阿南市	3－3号揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	見能林	H4	H16	阿南東部土地改良区
54	揚水機場	阿南市	3－4号揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	見能林	H4	H16	阿南東部土地改良区
55	揚水機場	阿南市	3－5号揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	見能林	H4	H16	阿南東部土地改良区
56	揚水機場	阿南市	3－7号揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	見能林	H4	H16	阿南東部土地改良区
57	揚水機場	阿南市	4号揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	見能林	H7	H7	阿南東部土地改良区
58	揚水機場	阿南市	学原揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	見能林	H7	H7	阿南東部土地改良区
59	揚水機場	阿南市	勘高揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	見能林	H11	H12	阿南東部土地改良区
60	揚水機場	阿南市	三谷揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	見能林	H11	H12	阿南東部土地改良区
61	揚水機場	阿南市	津乃峰西揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	見能林	H11	H12	阿南東部土地改良区
62	揚水機場	阿南市	1工区揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	富岡東部	H12	H16	阿南東部土地改良区
63	揚水機場	阿南市	2工区揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	富岡東部	H10	H11	阿南東部土地改良区
64	揚水機場	阿南市	3工区揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	富岡東部	H11	H12	阿南東部土地改良区
65	揚水機場	阿南市	4工区揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	富岡東部	H10	H14	阿南東部土地改良区
66	揚水機場	阿南市	5工区揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	富岡東部	H9	H16	阿南東部土地改良区
67	揚水機場	阿南市	第3揚水機場揚水機場	農地中間管理機構 関連農地整備事業	芳崎	H30	R8	－

表 3－5 浸水区域内の取水施設台帳

整理番号	工 種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	頭首工	徳島市、小松島市	勝浦川取水堰(田浦堰)	かんがい排水事業	勝浦川沿岸	S26	S46	勝浦川土地改良区
2	頭首工	海南町、海部町	海部川取水口	かんがい排水事業	海部川	S26	S34	海部川沿岸土地改良区 川内土地改良区
3	取水樋門	徳島市	古川取水樋門	水質障害対策事業	川内	S54	H10	吉野川下流域土地改良区
4	頭首工	徳島市	飯尾川取水堰	地盤沈下対策事業	国府北部	S62	H6	飯尾川堰土地改良区
5	取水樋門	藍住町、徳島市	中島取水樋門	かんがい排水事業	中島	S54	S62	中島用水土地改良区
6	頭首工	阿南市	ゴム堰	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	太田川	S63	S63	太田川土地改良区

表 3－6 浸水区域内のその他の施設台帳

整理番号	工 種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	制水樋門	鳴門市		海岸保全施設整備事業	横山	S57	S60	
2	制水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	太田川排水樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
3	制水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	今津調節樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
4	制水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	羽ノ浦調節樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
5	制水樋門	鳴門市	大谷川排水樋門	かんがい排水事業	大谷川	S48	S52	鳴門市
6	制水樋門	鳴門市	土池川排水樋門	かんがい排水事業	大谷川	S48	S52	鳴門市

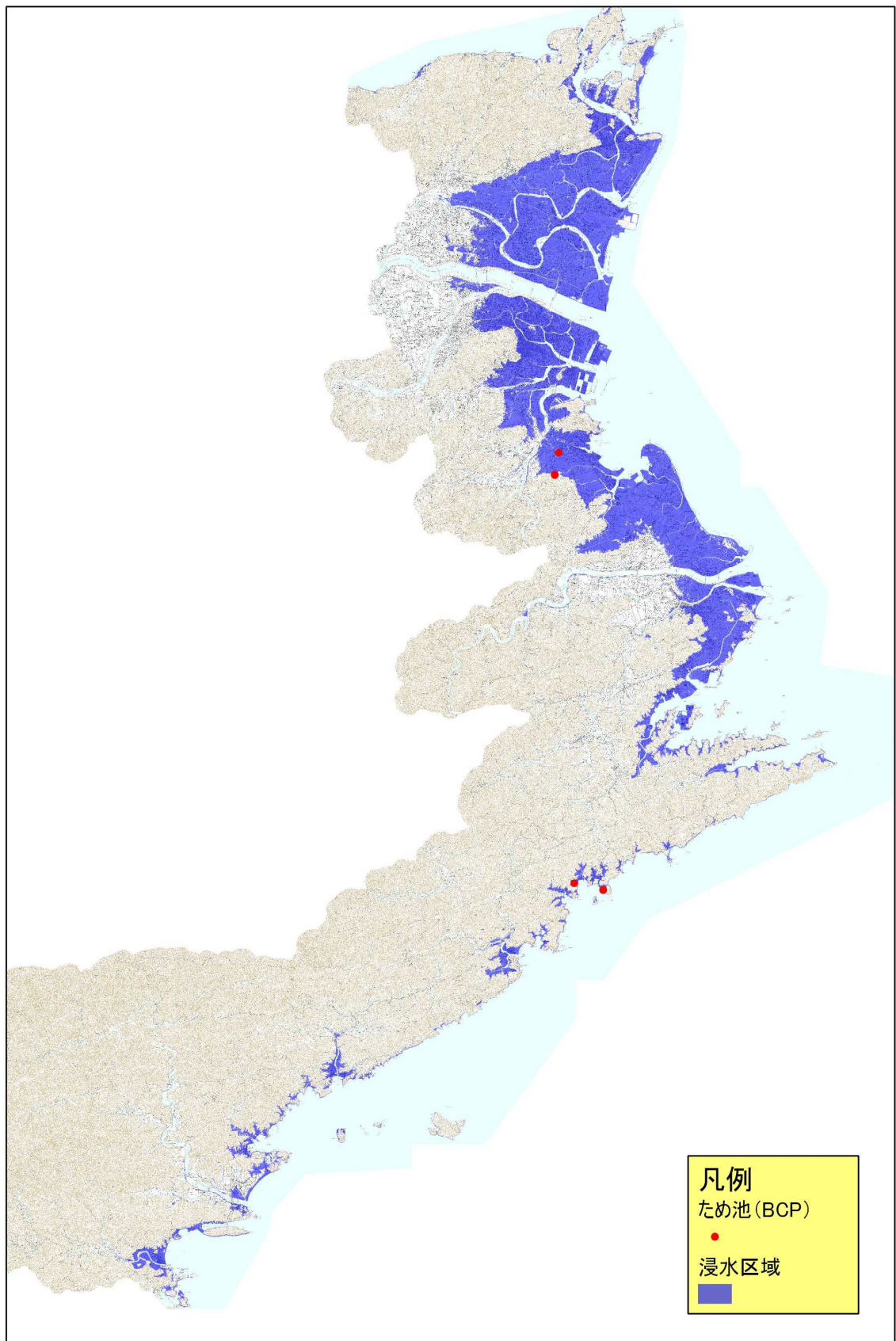


図 3 - 4 津波浸水区域と区域内の農業用ため池

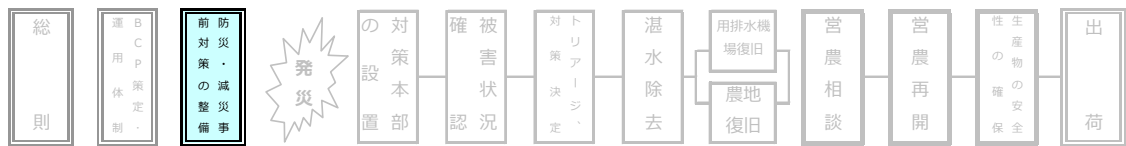


表 3－7 浸水区域内のため池台帳

整理 番号	工 種	関係市町村	所在地	施設名称	地区名	管理団体
1	ため池	小松島市	小松島市中郷町字菖蒲田	菖蒲田池	－	徳島県
2	ため池	由岐町	海部郡美波町東由岐字由宇	葦原の溜池	－	個人
3	ため池	小松島市	小松島市新見町字神子ノ内	清浄ヶ池	－	個人
4	ため池	美波町	海部郡美波町田井	小川の滝池	－	個人

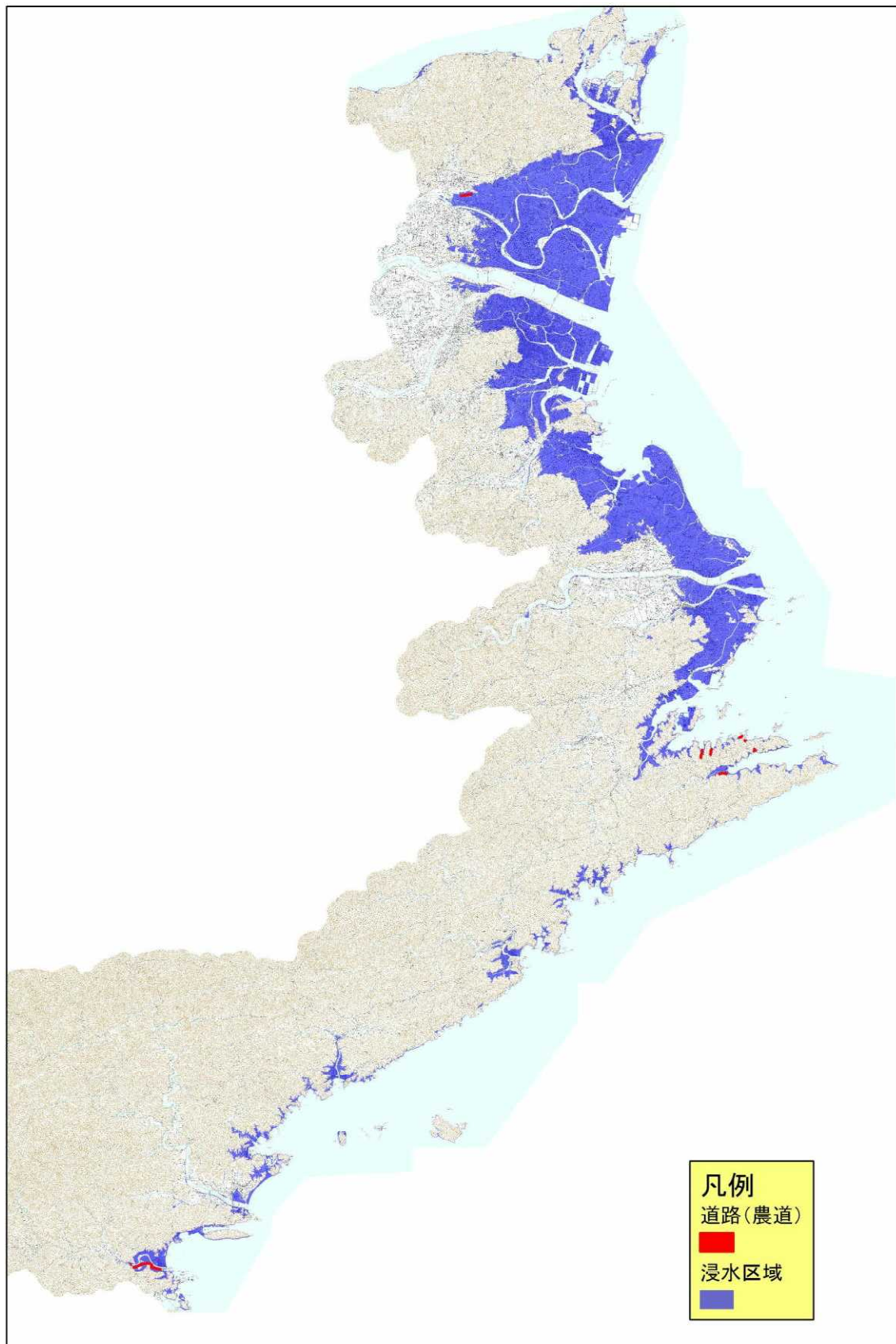


図 3－5 津波浸水区域と区域内の農道

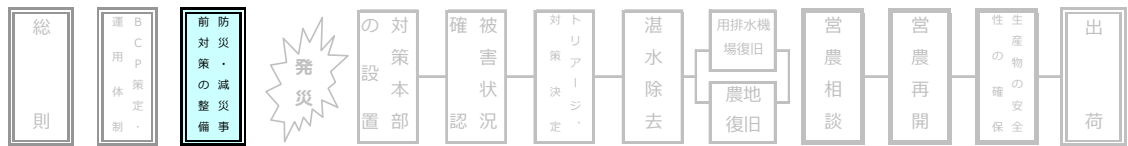
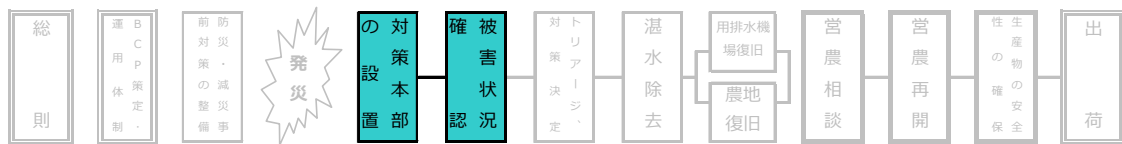


表 3－8 浸水区域内の農道台帳

整理番号	工 種	関係市町村	事業名	施設名称	地区名	管理団体
1	農道整備	鳴門市	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	大麻西農免	大麻西	鳴門市
2	農道整備	阿南市	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	椿農免	椿	阿南市
3	農道整備	阿南市	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	高岸農免	高岸	阿南市
4	農道整備	海陽町	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	穴喰農免	穴喰	海陽町
5	農道整備	阿南市	一般農道整備事業	那波江農道	那波江	阿南市



第4 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定

(1) 農地・農業用施設の被災への対応

津波等により被災した場合、営農再開にあたっては農業生産基盤である農地・農業用施設の復旧が不可欠かつ時間を要するものであるため、早急の着手が必要である。これについては災害復旧事業により復旧し、流れは以下のとおりとなる。

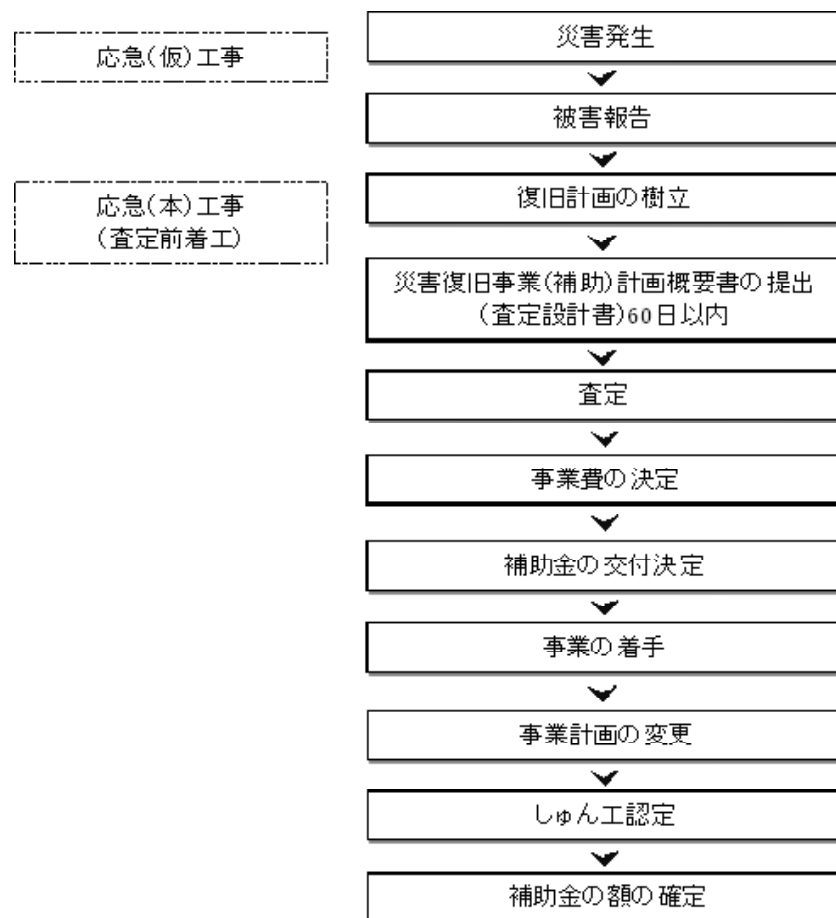
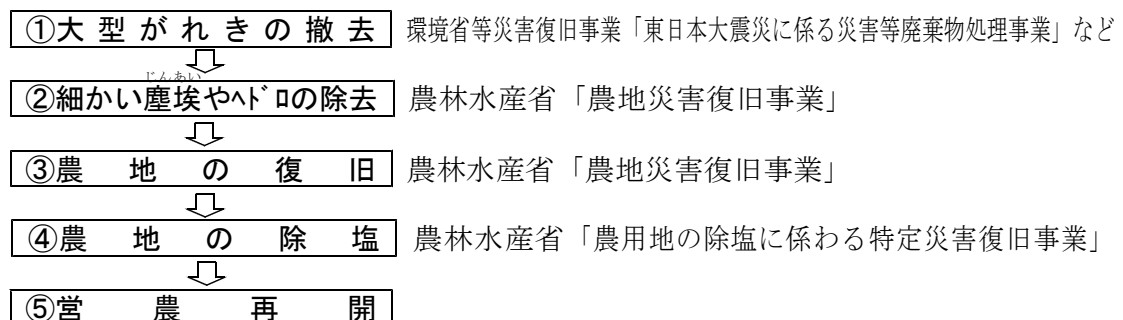
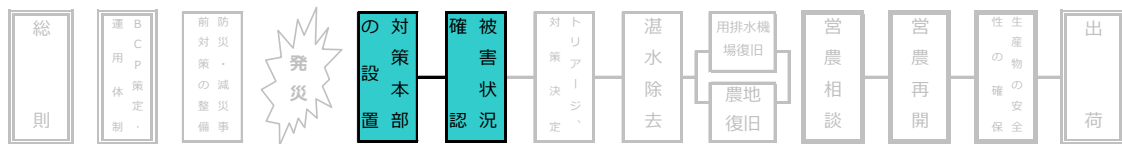


図4-1 災害復旧事業の流れ

(参考) 東日本大震災における被災農地の営農再開までの工程及び補助金所管省庁と事業





(2) 非常時優先業務の選定

本計画では、業務継続の基本方針を踏まえ、南海トラフ巨大地震発生時においても、県として実施すべき非常時優先業務を次により選定し整理する。

- 非常時優先業務を、応急業務と継続の必要性の高い通常業務に区分する。
- 南海トラフ巨大地震発生後2週間以内に着手する業務を対象とする。

(3) 業務実施の共通目標

非常時優先業務の実施に際しては、県としての業務実施の共通目標を踏まえた取組が必要となる。この共通目標は、南海トラフ巨大地震発生時には、災害対策本部会議から対処方針として示されるものであるが、本計画においては、災害対策本部会議から示される共通目標と整合を図りつつ、農地・農業用施設（土地改良施設に限る。）の復旧及び営農再開に向けた取組を共通目標として位置付けることとする。

(4) 非常時優先業務の区分と業務継続体制

非常時優先業務区分ごとの業務継続体制は、次のとおりである。

- 応急業務は、南海トラフ巨大地震発生時に自動設置される災害対策本部による全庁体制と整合を図りつつ、全庁体制の一部局として実施する。
- 継続の必要性の高い通常業務は、各部局で実施する。

2 応急業務

(1) 応急業務の整理

応急業務は、南海トラフ巨大地震によって生じる事態に対応するために実施する業務であり、南海トラフ巨大地震に直接対応するものではないが、それらを実施するために不可欠な業務も含まれ、本計画においては、被災状況の調査、応急復旧を対象範囲とする。

なお、南海トラフ巨大地震に起因する災害復旧工事については、その他の災害復旧工事と同様、継続の必要性の高い通常業務と位置付ける。

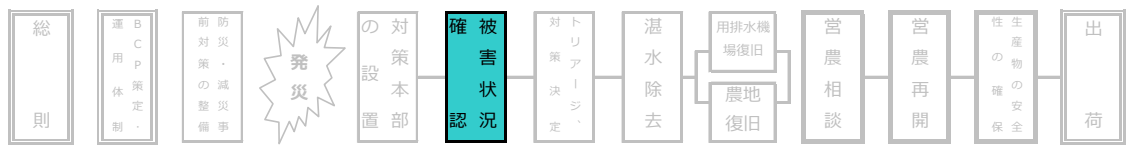
(2) 業務継続体制 = 各部局での体制

各部局における危機管理体制による。

(3) 農業用施設の被害把握手順

①被害状況把握の意義

復旧対象施設の選定、被害の拡大及び余震・降雨等による二次災害の発生を防



止するため、地震発生後に行う緊急的な被害状況の把握手順及び被害防止手順について具体的に定める。

②情報収集のフロー

図４－２により情報を収集する。なお、市町村による情報収集が不可能であると判断される場合は、連絡要員を庁舎に確保したうえで、県職員が直接現場で状況把握に努めるものとする。

その際、生産基盤課は災害対策本部からの被災エリア等の情報（上空映像等による浸水エリアの把握等）を逐次各農村保全担当及び農村整備担当へ提供し、現地調査の効率化を図るとともに職員の２次災害を回避するものとする。

また、土地改良事業団体連合会は、土地改良区、市町村からの要請に応じ支援を行うこととする。

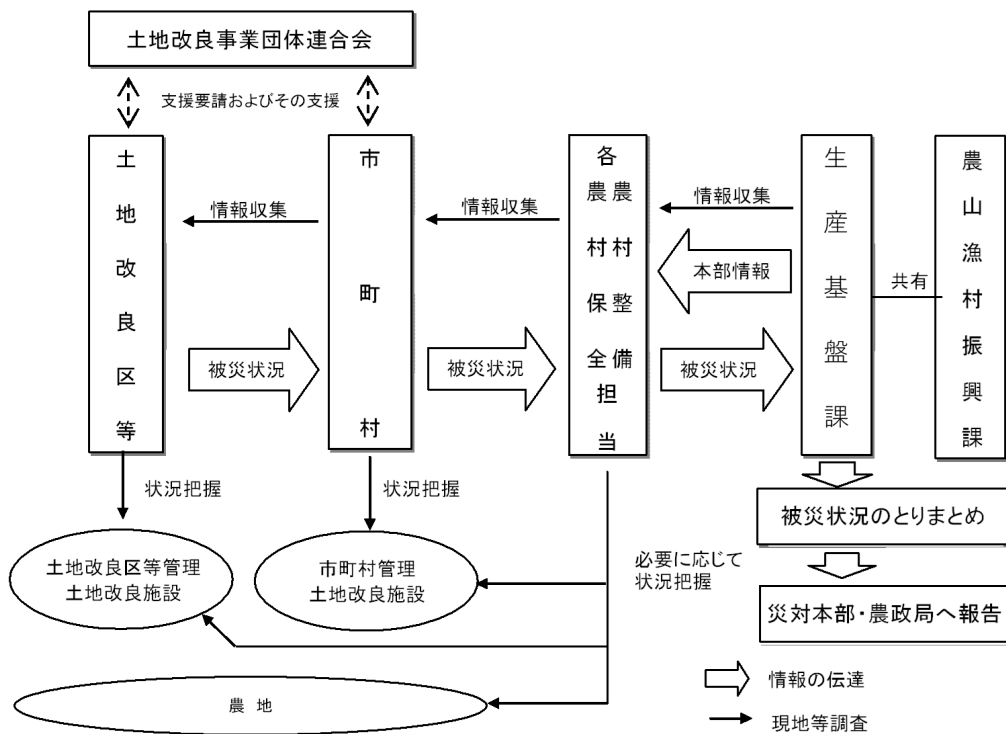
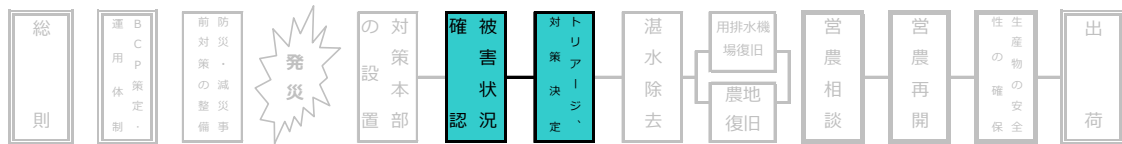


図４－２ 情報伝達の流れ



農業用施設（ため池除く）の被害把握フローチャート

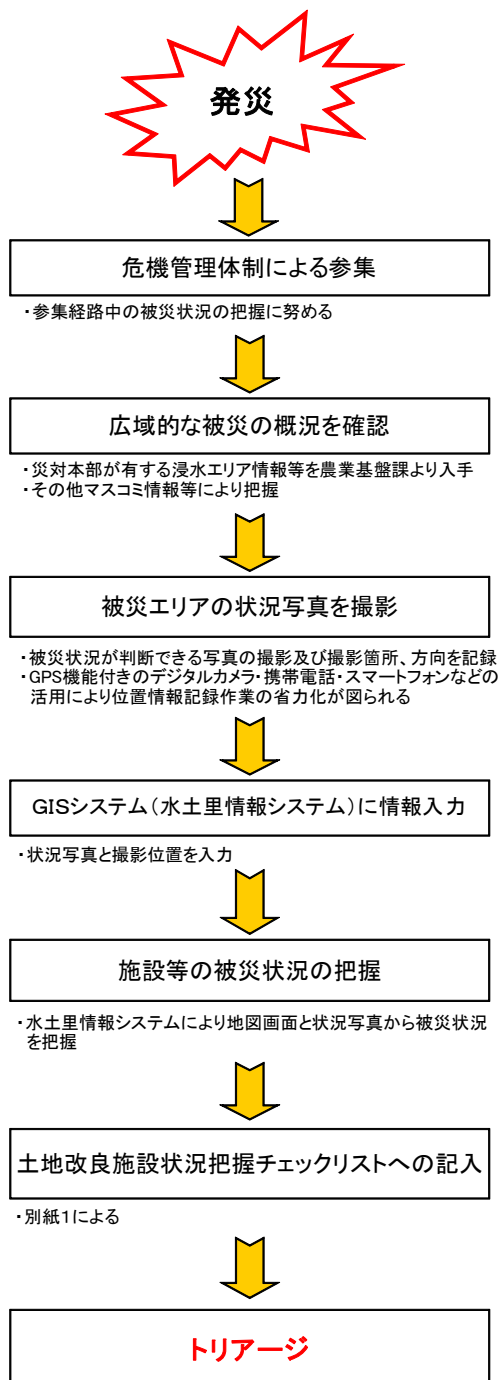
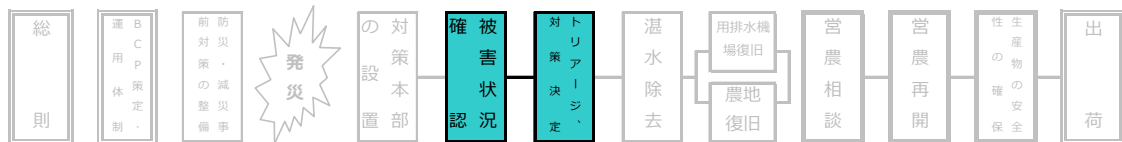
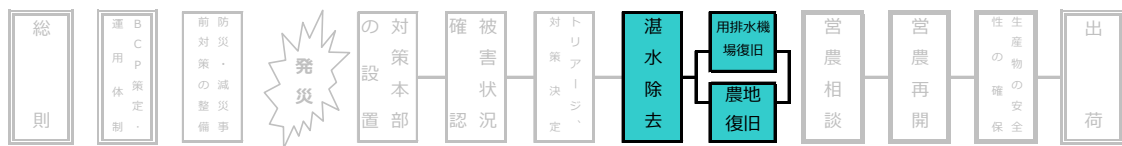


図４－３ 県職員が行う農業用施設の被害把握フローチャート



別紙 1

農業用施設状況把握チェックリスト			
記入日時	年 月 日 時		
施設名			
施設の種類	海岸堤防・排水機場・排水樋門・揚水機場・取水施設(頭首工、堰)・ 農道・ため池・改良区事務所・その他()		
調査箇所	市 町 村	町 字	番地
施設の状況	消失	全壊	半壊 損傷 被災無 未確認
施設の重要度 (人家や2次災害 への影響の有無)	影響 無	影響 有 ()	
応急対策への 一時判断 (トリアージ)	☐		対象外 応急対策を行わない ・ライフラインに影響がなく、応急対策では対応できないもの
	☐		緊急度 大 直ちに対策が必要 ・ライフラインに影響があるもの ・2次災害の恐れがあるもの
	☐		緊急度 中 対策が必要 ・復旧の遅れが営農再開に多大な支障をきたすもの
	☐		緊急度 小 対策が必要 ・復旧の遅れが営農再開に多大な支障をきたさないもの
	☐		対策不要 対策を行わない ・被害なし
補足説明			



(4) 応急復旧の着手

トリアージにおいて、緊急度大と判断された施設の復旧について、災害査定以前に着手可能なものについて応急仮工事を実施する。

○人命にかかわる 2 次災害防止工事

○地区の海水等の排水対策（応急排水ポンプの手配）

(参考)

1 カ所に要する費用が 20 万円以上のもので、応急仮工事を除く復旧工事に要する経費が 40 万円以上のものは、国庫補助対象となり得る。

東日本大震災について～査定前着工を活用した迅速な復旧工事の実施状況～ 東北農政局管内：3 月 14 日～ 計 581 箇所 関東農政局管内：3 月 18 日～ 計 111 箇所	農林水産省HPより
--	-----------

(5) 被害金額の算定

農地・農業用施設の被害額を算定する（農政局等への報告が必要）。

(6) 災害査定準備

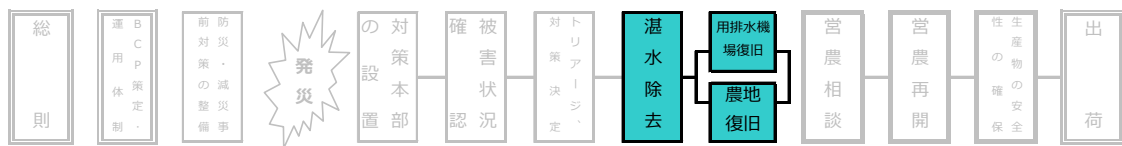
早期の災害復旧工事着手につなげるため、災害査定に向け、以下により設計書作成期間の短縮を図る。

①農地

あらかじめ用意した標準設計書（区画整理済み 10a、未整備 10a 等）と、地理情報システムに入力した被災面積情報を組み合わせることによる測量及び積算作業の省力化

②農業用施設

既存完成図書の活用による測量及び設計図作成作業の省力化



3 継続の必要性の高い通常業務

(1) 継続の必要性の高い通常業務の整理

農地の除塩を含む、農地・農業用施設の復旧工事は継続の必要性の高い通常業務と位置付け、応急業務と平行して早期の営農再開を図るものとする。

(2) 業務継続体制 = 各部局での体制

各部局において、必要な人員を確保するものとする。なお、応急業務と継続の必要性の高い通常業務の時系列、職員数の関連のイメージについては図4-4のとおりであり、職員数のイメージは徳島県業務継続計画＜南海トラフ巨大地震編＞第4章職員の参集状況「図表4.9 各庁舎への参集見込職員数の目安」を参考にしている。

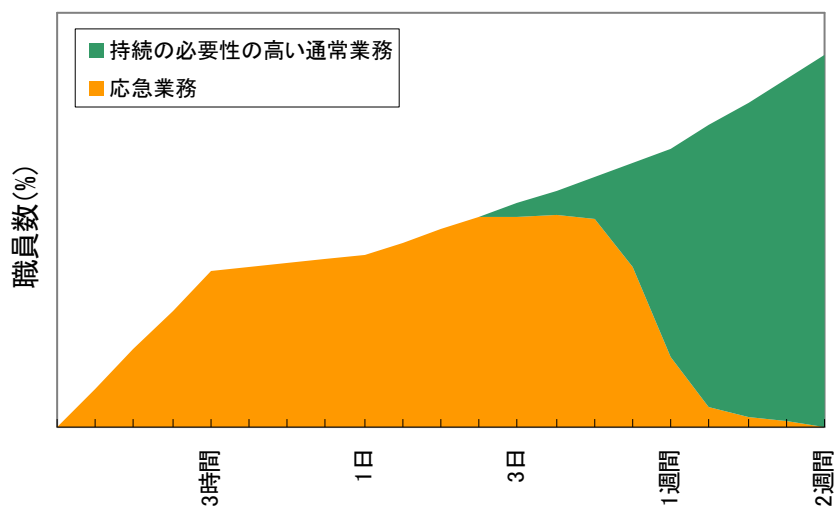
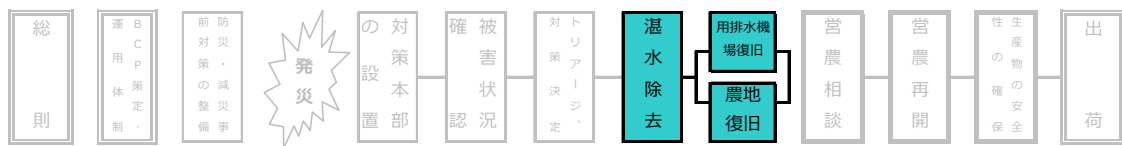


図4-4 応急業務と継続の必要性の高い通常業務の関連性（イメージ）



4 復旧に併せて行う事業

通常の災害復旧事業では、原形復旧（農地復旧・除塩作業など）までを行うが、東日本大震災では、災害復旧事業に他の事業を併せて行うことにより、原形復旧にとどまらず、まちづくりとの連携を図っている。

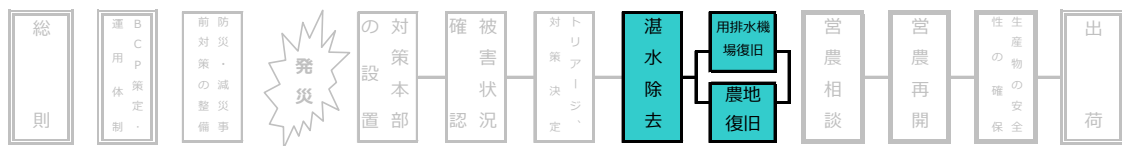
【宮城県の実施事例 1：土地改良制度を活用した復興まちづくりとの連携】

土地改良事業を活用し農地の大区画化を図るとともに、換地制度を利用し住宅跡地を集積するなど、『まちづくり』と『ほ場整備事業』が連携し土地利用の整理が図られている。

【宮城県の実施事例 2：新たな標準区画の導入】

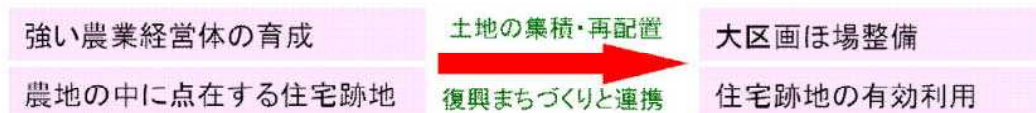
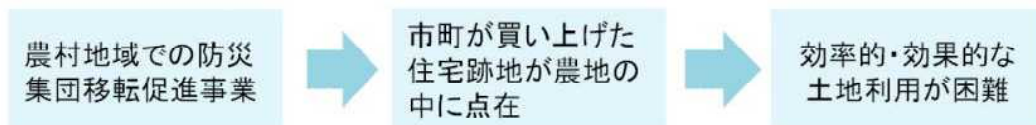
これまでは、1 ha を標準区画としていたが、復旧を機に大区画化を図り 2～3 ha を標準区画として整備している。

（徳島県においては、0.3 ha を標準区画としているため、大区画化を行えば 1 ha が標準区画として想定される。）

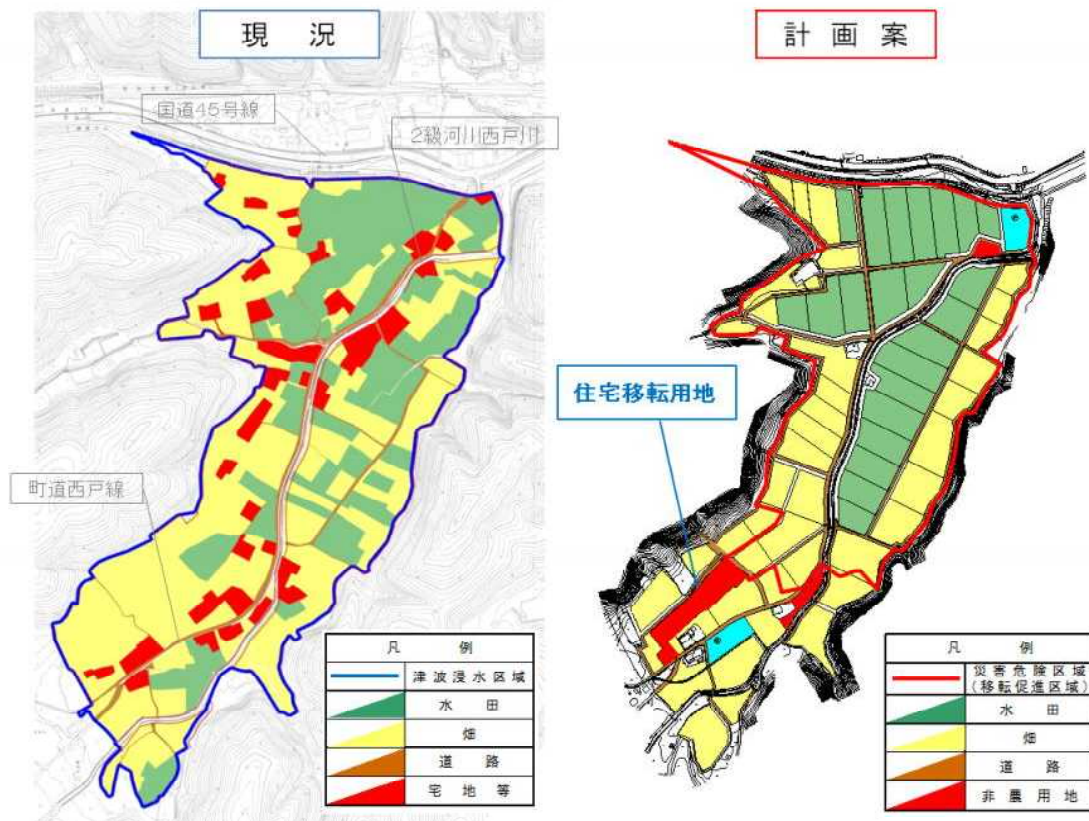


【宮城県の実施事例1：土地改良制度を活用した復興まちづくりとの連携】

○津波被災地域の現状と課題

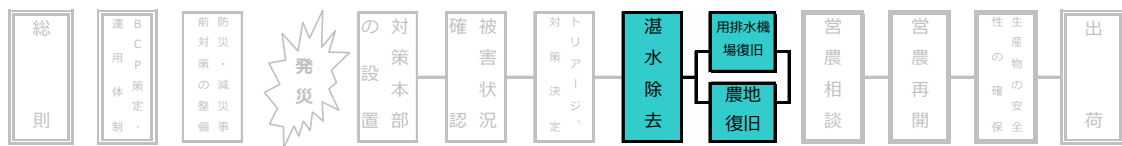


【イメージ図】(例：南三陸地区西戸川工区)



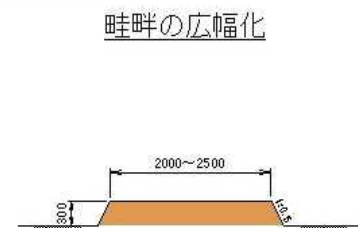
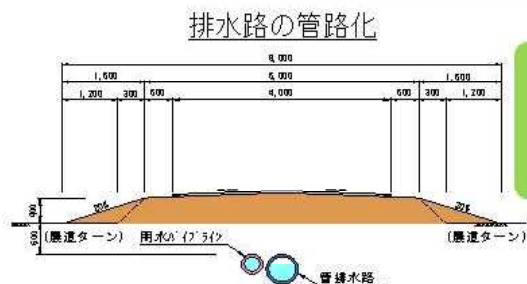
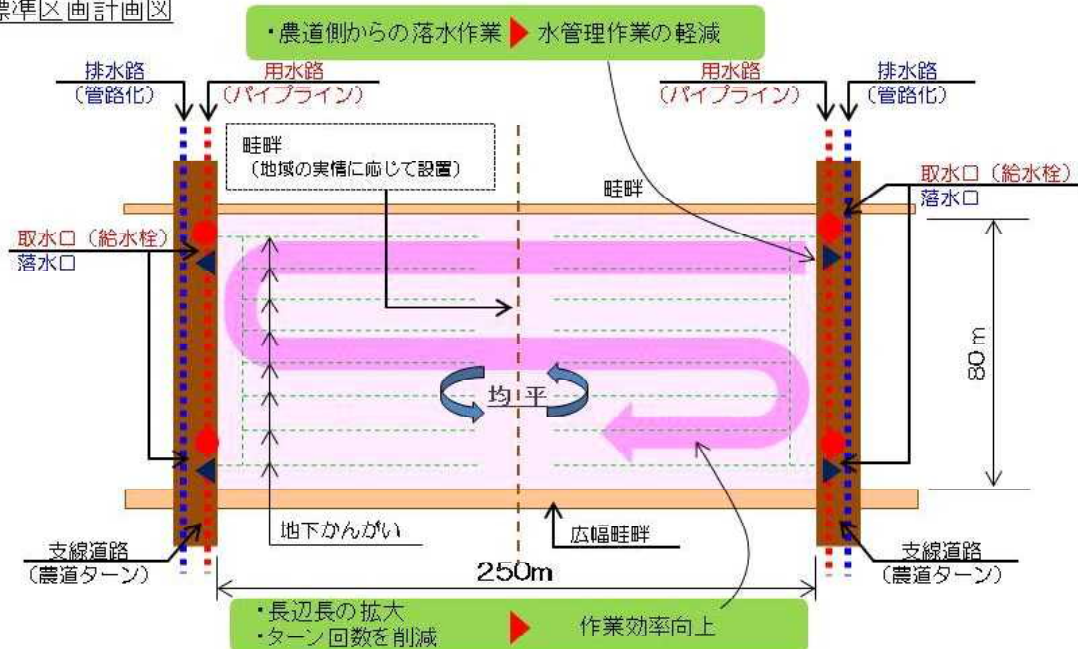
出典『みやぎの農業農村復旧復興の概要～復旧から再生へ～』

平成26年1月 宮城県農林水産部農村振興課 発行



【宮城県の実践事例2：新たな標準区画の導入】

標準区画計画図



排水路を管路化

- ・作業時の労力低減
- ・安全性確保

畦畔の広幅化

- ・防除作業の効率化
- ・トラクタによる機械除草が可能

- ・維持管理労力節減

出典『みやぎの農業農村復旧復興の概要～復旧から再生へ～』

平成26年1月 宮城県農林水産部農村振興課 発行



第5 平時に行う事前対策

1 早期着工に向けた準備

(1) 地籍調査の推進

津波などの大規模な災害により、境界を示す事物が流亡した場合、農用地の境界や権利関係などを再現できないと復旧工事着手が遅れる恐れがある。このため、農用地の境界や所有者などの現状を明確にする地籍調査を推進する。

(2) 施設等完成図書のバックアップ

早期の復旧工事着手に向け、原形復旧する場合にあっては、設計積算期間の短縮を図るべく、完成図書（図面等）を活用する。そのため、津波による当該図書の紛失にも対応できるよう重要施設においては、予め図面の写しの電子データ化（バックアップ）を推進し、当該電子データを津波による被災の程度が小さいと想定される以下の庁舎等に保管し、施設更新など完成図書に変更があれば、遅滞なく更新することとする。

なお、平成 26 年 6 月現在のバックアップの状況については表 5－1 のとおりである。

○県庁ファイルサーバ

○県庁万代庁舎 7 F 農山漁村振興課農村企画担当キャビネット（DVD 媒体）

○西部総合県民局美馬庁舎保全担当キャビネット（DVD 媒体）

(3) 応援職員への対応

重要施設にあっては、他県等や管外からの土地勘のない応援職員にも被災前の状況を把握し易いよう、施設の写真や位置図、各種諸元等を盛り込んだ台帳（例：図 5－1－1～5－1－3）の整備の推進に努め、記載内容等変更があれば、遅滞なく更新することとする。

なお、平成 26 年 6 月現在の台帳整備状況については表 5－1 のとおりである。

(4) 復旧工事業者の確保・育成策

発災時に復旧工事を迅速に進める観点からも、建設業者が事業を継続できる体制を確立するため、建設業者による「建設業 B C P」の策定を推進する。

（参考）

徳島県建設業 B C P 認定審査要領（徳島県県土整備部建設管理課）【徳島県 H P に掲載】

徳島県建設業 B C P の作成ガイド（徳島県県土整備部建設管理課）【徳島県 H P に掲載】

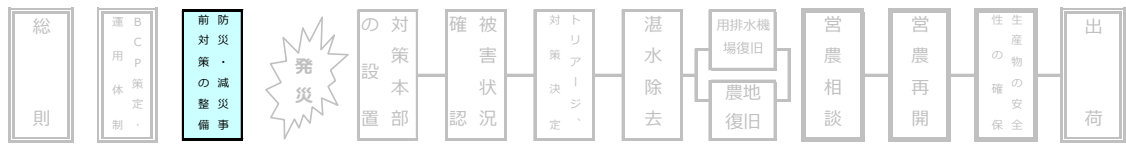


表5-1 排水機場バックアップ図書・台帳整備一覧（平成26年6月現在）

整理番号	市町村	所在地	事業名	名称	管理者 (施設所有者)	バックアップ	台帳整備
1	徳島市	川内町米津	かんがい排水	百間場排水機場	川内土地改良区	○	○
2	徳島市	川内町米津	湛水防除	百間場排水機場	徳島市	○	○
3	徳島市	川内町平石夷野	湛水防除	近藤排水機場	徳島市	○	○
4	徳島市	川内町松岡	湛水防除	宮島排水機場	徳島市	○	○
5	徳島市	川内町小松	湛水防除	小松排水機場	徳島市	○	○
6	徳島市	川内町鈴江西	湛水防除	金岡排水機場	徳島市耕地課	○	○
7	徳島市	川内町	かんがい排水	宮島排水機場	川内土地改良区	○	○
8	徳島市	川内町	かんがい排水	近藤排水機場	川内土地改良区	○	○
9	徳島市	応神町吉成	かんがい排水	源九郎排水機場	徳島市耕地課	○	○
10	徳島市	応神町吉成	湛水防除	源九郎排水機場	徳島市耕地課	○	○
11	徳島市	応神町中原	湛水防除	有天排水機場	徳島市耕地課	○	○
12	徳島市	応神町古川	湛水防除	古川排水機場	徳島市耕地課	○	○
13	徳島市	応神町吉成	地盤沈下	応神(有天只津)排水機場	徳島市耕地課	○	○
14	徳島市	雑賀町北開東	湛水防除	雑賀開排水機場	徳島市耕地課	○	○
15	徳島市	西新浜町	湛水防除	大谷前排水機場	徳島市耕地課	○	○
16	徳島市	西新浜町	湛水防除	勝占排水機場	勝浦川土地改良区	○	○
17	徳島市	川内町	川内土地改良区	中島排水設備	徳島市	○	○
18	徳島市	応神町	縦貫道対策	有天排水機(増設)	徳島市	○	○
19	徳島市	応神町	縦貫道対策	古川排水機(増設)	徳島市	○	○
20	徳島市	三軒屋町	バイパス排水対策	三軒家排水機	三軒屋町協議会	-	○
21	鳴門市	大麻町牛屋島	湛水防除	堀江排水機場	鳴門市	○	○
22	鳴門市	大麻町牛屋島	かんがい排水	大谷川排水機場	鳴門市	○	○
23	鳴門市	大津町	地盤沈下	大津西部排水機場	鳴門市	○	○
24	鳴門市	大麻町	地盤沈下	松村排水機場	鳴門市	○	○
25	鳴門市	大津町	かんがい排水・地盤沈下	大津東部排水機場	鳴門市	○	○
26	鳴門市	大津町大幸	団体営かんがい排水	大幸排水機場	鳴門市	-	○
27	鳴門市	里浦町	畑総	恵美寿排水機場	鳴門市	○	○
28	鳴門市	里浦町中岸	畑総	中岸排水機場	鳴門市	○	○
29	小松島市	赤石町	地盤沈下	石見川排水機場	小松島市	○	○
29-2	小松島市	赤石町	高潮対策	立江川排水機場	立江川土地改良区	○※	○※
30	松茂町	中喜来	湛水防除	中喜来(入江川)排水機場	松茂町	○	○
31	松茂町	中喜来	畑総	喜来排水機場	松茂町	○	○
32	松茂町	中喜来	かんがい排水・湛水防除	伊沢裏排水機場	松茂町	○	○
33	松茂町	豊岡	かんがい排水・湛水防除	豊岡排水機場	松茂町	○	○
34	松茂町	広島	松茂町	蔵野排水ポンプ	松茂町	○	○
35	北島町	太郎八須	湛水防除	鍋川排水機場	北島町	○	○
36	北島町	太郎八須	地盤沈下	北島排水機場	北島町	○	○
37	阿南市	津乃峰町	排水対策特別	西分排水機場	阿南市農地整備課	○	○
38	那賀川町	江野島	湛水防除	太田川排水機場	那賀川北岸地域、 湛水防除施設組合	○	○
39	那賀川町	色ヶ島	湛水防除	野上排水機場	那賀川左岸地域、 湛水防除施設組合	○	○
40	海陽町	日比原	経営体	日比原排水機場	海陽町	○	○
41	海陽町	久保	排水対策特別	馳馬排水機場	海陽町	○	○
42	海陽町	宍喰浦	排水対策特別	松本排水機場	海陽町	○	○

※29-2立江川排水機場については東部県土整備局＜徳島＞で保管

平成〇年〇月〇日時点

〇〇排水機場（個別調査票）

一般事項

番号	7
関係市町	〇〇市
所在地	〇〇町
設置事業	かんがい排水
名称	〇〇排水機場
ポンプ台数	2
形式	横軸軸流
規格（φ：mm）	1000mm×2台
動力	モーター
管理者	△△土地改良区
操作人	徳島 阿波太郎
排水量（m ³ /s）	530.00
設置年度	H17

位置図（概略）



管理者連絡先

担当部局	〇〇市〇〇課 または △△土地改良区
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先	088-621-〇〇〇〇

操作人連絡先

住所	〇〇市〇〇町〇〇
氏名	〇〇 〇〇
連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

設置業者（ポンプメーカー）

会社名	〇〇製作所〇〇支店
所在地	〇〇県〇〇市〇〇
担当部局	〇〇課
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

常時のメンテナンス業者

会社名	〇〇製作所
所在地	〇〇県〇〇市〇〇
担当部局	〇〇課
担当者名	〇〇 〇〇
連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

取扱説明書・完成図書の保管状況

有	無	☒ 有	・	☐ 無
保管場所	☒ 機場内 ・ ☒ その他（紙ベースは機場内、電子データはメーカー）			
形態	紙のみ ・ 電子のみ ・ ☒ 紙＋電子			

※ 取扱説明書、完成図書が無い場合は、できるだけ多くの写真を添付（銘板等を含め）

図5-1-1 排水機場台帳（一般事項・概略位置図等）例



図 5 - 1 - 2 排水機場合帳（詳細位置図・被災前写真等）例

〇〇排水機場

記入例

機器一覧

	1号機	2号機	3号機	4号機
種類	横軸斜流	横軸斜流		
口径(mm)	1,000	600		
形式	1000 SP-GH	600 SP-GH		
回転数(rpm)	177	346		
全揚程(m)	2.2	2.7		
揚水量(m ³ /min)	1.83	0.77		
製造番号	85G-514471-1	85G514481-1		
製造主体	△△製作所	△△製作所		
製造年月	1985	1985		

種類	平行軸歯車	平行軸歯車		
製造番号				
製造主体	△△製作所	△△製作所		

種類	ディーゼルエンジン	三相誘導電動機(カゴ型)		
形式	5KDL	EFDUP		
出力(kw or PS)	85	30		
回転数(rpm)	900	960		
気筒数・極数	5	6		
電圧・電流		200-115		
製造番号				
製造主体	〇〇ディーゼル	△△製作所		
製造年月	1986	1985		

機種名	QDE-20H			
出力(KVA)	20/22			
出力(KW)	16/17.6			
回転数(rpm)・周波数	3,000/3,600(50Hz/60Hz)			
電圧(V)	200/220			
力率(%)	80			
製造主体	△△製作所			
製造年月	H20			

口径	1000(0.75kw)	600(0.4kw)		
製造番号				
製造主体				

口径	1350	800		
製造番号				
製造主体				

規格	KMCV 40			
製造番号				
製造主体	△△製作所			

規格	JDQ 40			
製造番号				
製造主体	△△製作所			

規格	KSC-T			
製造番号				
製造主体	〇〇ディーゼル			

規格				
製造番号				
製造主体				

規格				
製造番号				
製造主体				

整備履歴

年度	H17
事業名	適正化
金額	10,500千円
施工業者	
内容	1号ポンプオーバーホール 1号機エンジン分解整備 真空ポンプ更新

年度	H20
事業名	単独
金額	12,600千円
施工業者	
内容	2号ポンプオーバーホール 2号機エンジン分解整備 冷却水ポンプ更新 発電機分解整備

年度	
事業名	
金額	
施工業者	
内容	

図5-1-3 排水機場台帳(諸元)例



2 土地改良区BCPの策定推進

施設の主な管理者である土地改良区において、被災時の業務継続計画（以下「土地改良区BCP」という。）を策定することは、施設の被災状況の把握や関係機関への素早い情報の伝達など、早期の営農再開に向けた取組には不可欠であることから、その策定に向けた取組を推進・支援する。

（１）土地改良区BCP策定マニュアルの整備

県において、土地改良区が土地改良区BCPを策定するにあたって参考となるひな形（策定マニュアル）を作成し示すこととする。

（２）策定相談・支援窓口の設置

土地改良区が土地改良区BCPを策定するにあたっての相談・支援窓口を生産基盤課、東部農林水産局＜徳島＞、南部総合県民局農林水産部＜美波・阿南＞に設置するものとする。

（３）土地改良区BCPの共有

土地改良区は、土地改良区BCPを策定したときは、県、市町村、土地改良事業団体連合会へ提出し情報共有に努める。

（４）その他

研修会の開催やパンフレットの配布など、あらゆる機会において、土地改良区BCP策定のメリット等策定に向けた支援・普及啓発に努める。



3 津波・塩害からの営農再開マニュアルの整備

ブランド産地等において、被災後にできるだけ早期に営農を再開するためには、産地の農業者及び関係者が営農再開までの手順や体制構築について被災前にあらかじめ検討・共有しておき、被災後には農地復旧の過程と平行して計画的かつスムーズに営農を再開することが望まれる。そのため次の事項を「津波・塩害からの営農再開マニュアル」に取りまとめ、ブランド産地等の早期の営農再開を支援する。

(1) 除塩方法

農地が津波により被災した場合の被害として、土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念される。

営農再開に向けて除塩作業を迅速かつ円滑に進めるため、徳島県沿岸部の土壌での除塩試験、ブランド品目等の耐塩性試験、現場での迅速な土壌診断技術の開発については徳島県立農林水産総合技術支援センターで試験研究を行っているところである。復旧時には、その結果を取り入れた除塩作業手順に基づいて、効果的かつ円滑に除塩作業を行う。

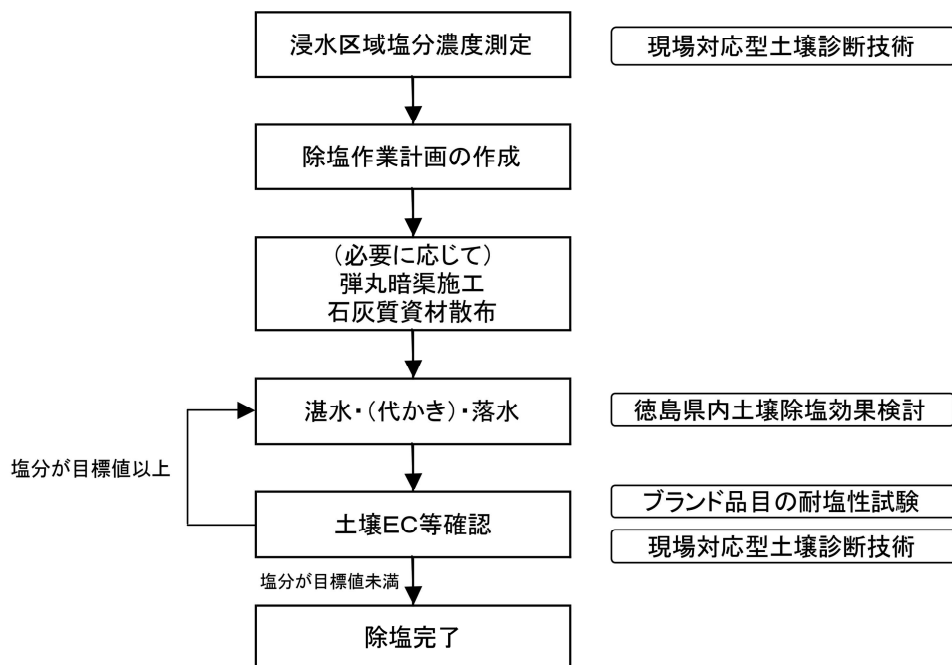


図5-2 除塩作業手順

(2) 営農再開に向けた体制整備

産地が被災後なるべく早期に営農を再開するため、被災前から農業者及び関係者が営農再開の話し合いを行うための体制を整備する。

被災後は農業者の意向をふまえ復旧後の産地のあり方等を定めるとともに、産地を担う経営体を確保し、その経営体が営農を再開するための道筋を示した計画を策定する。

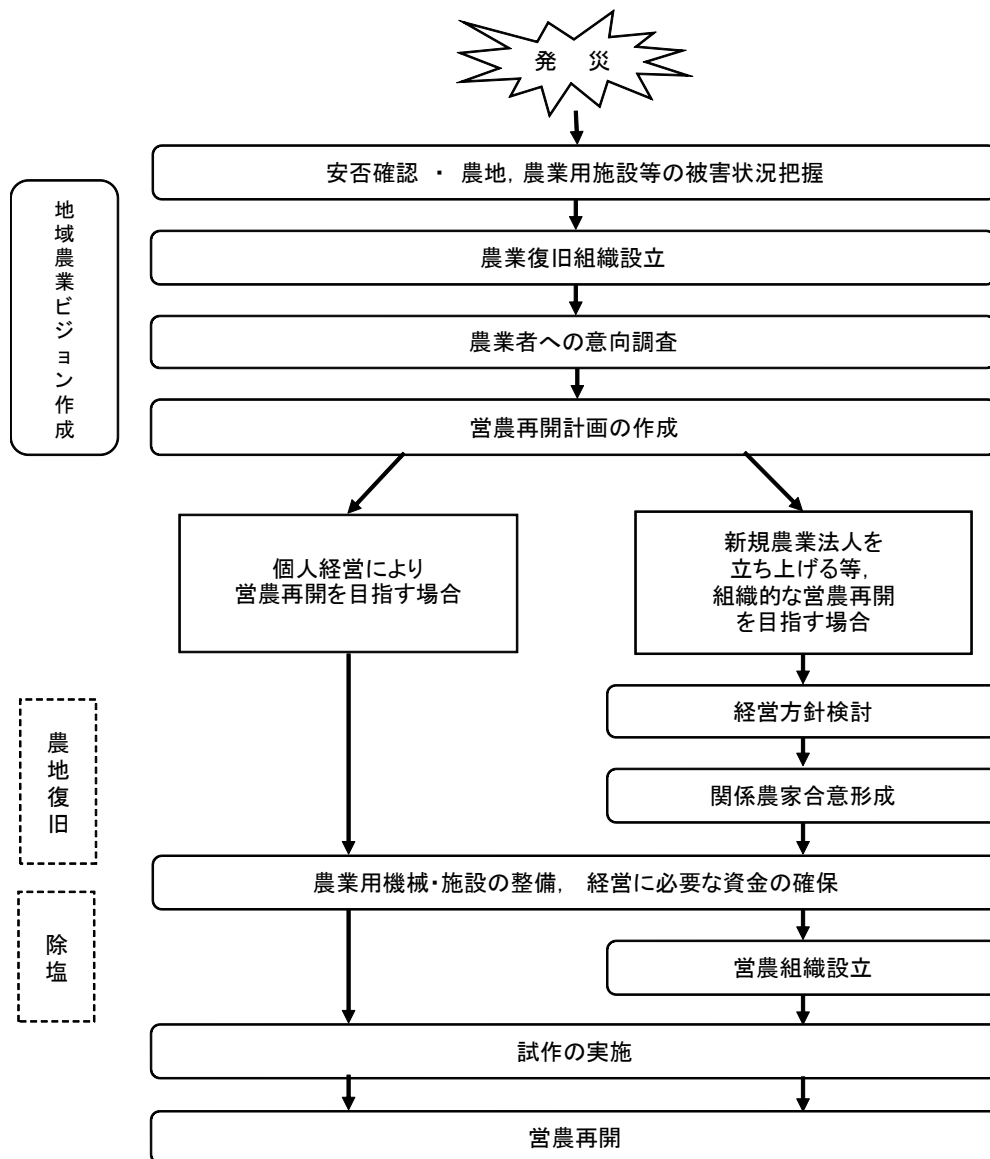


図5-3 営農再開のフロー



(3) 耐塩性作物の検討

農地復旧の過程で湛水除塩が早期に行えない農地で、除塩完了までの間に行う土作り作物として、あるいは既存作物の本格再開までの間の所得確保のため耐塩性が高い作物の栽培の導入を行う必要がある場合は、栽培の目的、効果、経済性等について検討する。

(4) 生産物の品質の確認

津波で農地に流入した海底の堆積土砂等の除去後に農地の土壌をサンプリング調査し、作付に問題ないことを確認するとともに、営農開始前の試作段階で収穫物を調査し、品質を確認したうえで営農を再開することとする。

(5) 津波・塩害からの営農再開マニュアルの更新

津波・塩害からの営農再開マニュアルは、新たな情報の追加や関係者との意見交換を踏まえた見直しを行い、内容の充実に努めていくものとする。



4 防災、減災に資する施設整備の推進

国の補助事業等を活用し、農村地域の人的被害を未然に防止、または、最小限に抑えるため、農村地域の避難施設、避難路等の整備を推進する。

○農村地域防災減災事業（農林水産省補助事業）

『南海トラフ地震対策特別措置法』に基づき実施される農村地域の避難施設、避難路等の整備については、補助率が1／2から2／3に嵩上げされている。

（事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等）



第6 利水者相互の施設融通

1 利水者の事前の取組み

本県の沿岸部には、上水道、工業用水、農業用水といった各種の利水施設が存在する。これらの施設は、被災により一時あるいは長期に使用できなくなるリスクを抱えている。

大規模な地震災害により、上水道施設が被災、使用できなくなると生活用水が不足し、被災者の生活に深刻な影響を与えることが予想される。

被災地域の営農継続、早期営農再開のため、被災地域の農業者の生活の安定が不可欠であり、そのためには、ライフラインである上水道の機能継続を優先する必要がある。

このような被災直後において、農業用水路及び工業用水管を、緊急的に上水道の代替施設として使用することができれば、上水道施設の復旧までの間の生活用水確保に繋がる。

同様に、工業用水管が被災した場合においても、関係者の承諾を得た上で、農業用水路を工業用水管の代替施設として使用することができれば、工業用水利水者は、引き続き事業を継続することが可能となる。

このように、事前に、被災時における施設融通の可能性について検討した上で、利水者相互及び許可権者と協議等を行う必要がある。

協議にあたっての具体的な利水者間の調整項目としては、

- ①分水施設の位置及び分水の方法
- ②分水施設の工事に要する費用の負担
- ③分水施設の管理方法
- ④取水量及びその計測方法
- ⑤代替施設としての使用料の負担

などが挙げられる。

また、許可権者との調整項目としては、

- ①分水施設の位置及び分水の方法
- ②分水施設の構造
- ③取水量及びその計測方法

などが挙げられる。

以上について、事前に関係機関と調整を行うとともに、その内容に応じ分水施設の整備促進に努めるものとする。



2 他県の事例

【阪神淡路大震災での事例 1】

当時の建設省近畿地方建設局は、『非常事態における緊急措置として、淀川水系神崎川の工業用水道の取水施設を上水道用として利用し神戸市へ送水する』ことを許可している。

【阪神淡路大震災での事例 2】

兵庫県は、『下流水利権者(市、農業関係者、漁業関係者等)の同意を取り付けることを条件に武庫川からの神戸市への直接取水』を許可している。

出典『阪神・淡路大震災 水道復旧の記録』

平成 8 年 2 月 神戸市水道局 発行

【熊本県での事例】

熊本県企業局は、工業用水路の導水管老朽化による更新工事にあたり、工事期間中の下流への工業用水を確保するため、水路切替設備を新たに設置することにより農業用水路と接続し、農業用水路を代替利用している。

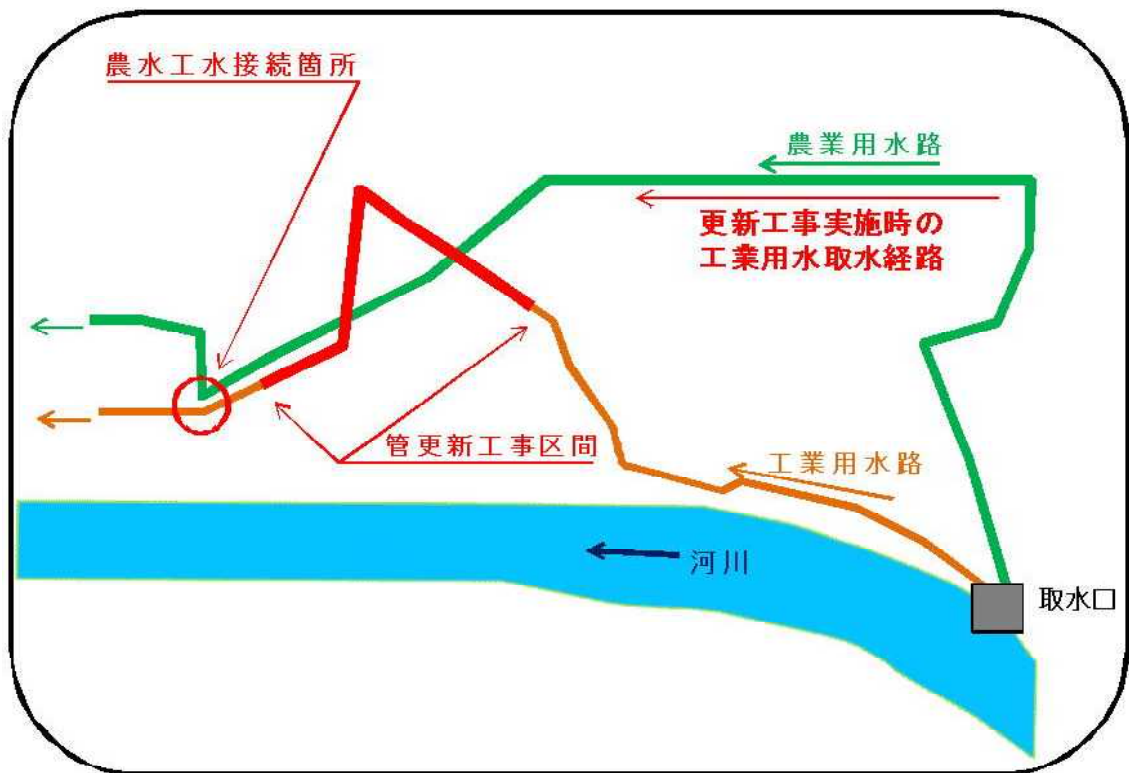
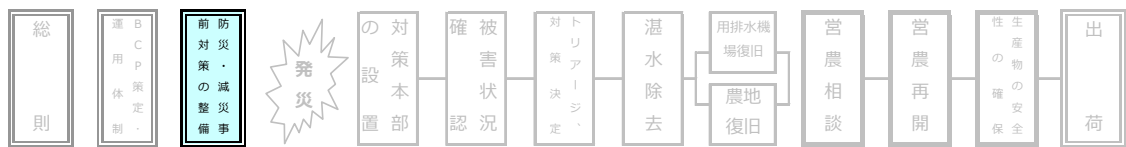


図 6－1 熊本県事例模式図

図 6－1 のとおり、接続箇所を設け、管更新工事区間を数力年に分けて工事实施している。



熊本県企業局は、実施にあたり以下の手続きを行っている。

(1) 農業用水路所有者：農林水産省

この農業用水路は国営造成施設であり土地改良区に管理委託されている。このため、受託管理者である土地改良区に申請し、土地改良区と企業局において土地改良財産(農業用水路)の他目的使用等契約書を締結し、土地改良区は、この契約書を基に九州農政局へ他目的使用等の承認を申請し承認を得ている。

(2) 河川管理者：国土交通省

農業用水路の代替利用は、取水経路の一部変更とみなされ、水利権上の変更等はないため届出書のみ提出で可。



第7 関係団体BCPとの連携

1 緊急時における農業協同組合施設の活用

農業協同組合は、地域農業の振興をはじめ広範な事業活動を通じて地域社会に深く関わっており、組合員等地域の住民から社会貢献の役割を期待されている。

巨大地震発生等の緊急時には、農業協同組合が保有する施設を一時的に活用する等により、地域住民の救護や復旧活動を支援する拠点として社会的役割を発揮することが求められている。

以上より、農業協同組合は業務継続計画（BCP）の策定作業を進めるにあたって、巨大地震発生等の緊急時における施設の活用等に関し、以下の項目について定めるものとする。

- ・ 現有施設のそれぞれについて、住民救護や救援物資のストックヤード等への活用の適否
- ・ 現有施設が活用可能な場合はその活用方法
- ・ 今後新たに施設を設置する場合は、緊急時の活用を想定した設計の可否
- ・ 緊急時の施設活用に係る協定締結等、地元自治体との連携

また、事業区域に津波浸水区域を含む農業協同組合が被災した場合は、他の県内の農協組織と助け合う仕組みを構築し、さらに地元自治体と連携した仕組みとなるよう検討する。

県はこれらの取組みが促進されるよう、徳島県農業協同組合中央会等関係団体と連携して助言や技術的支援を行う。

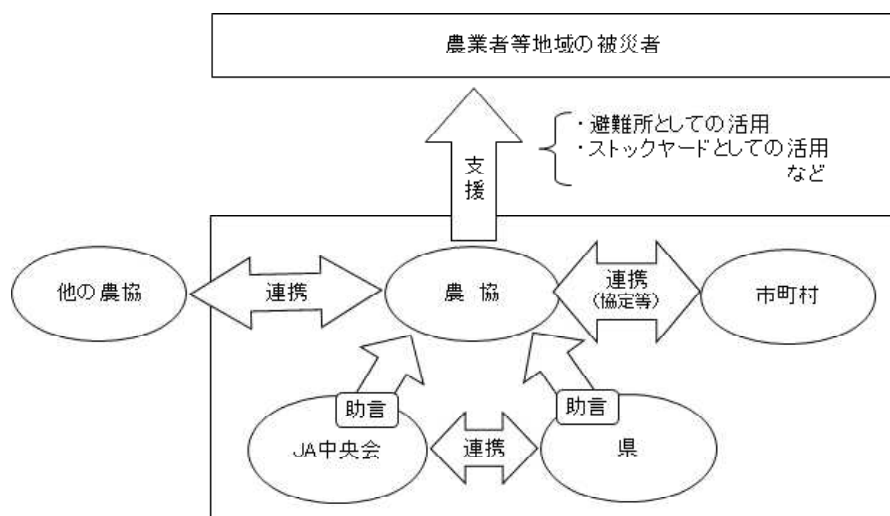


図6-2 農業協同組合における緊急時の施設活用と各種団体等の関係



第8 業務継続力の向上

1 関係職員の意識の向上

農業に係る業務の継続性を確保するためには、その重要性を県職員のみならず、市町村職員や関係団体職員等の共通認識とし、平常時の業務の中に定着させることが重要である。

そのため、各部局は、市町村及び各関係団体と連携し、平常時から、業務継続力の向上を目的とした研修会等を実施することとする。

2 訓練・研修

各部局は、継続業務に従事する職員等に対し、次の訓練及び研修を定期的実施し、本計画の実効性を点検・検証する。

なお、各部局は、各訓練・研修での各組織の対応状況を記録に残すこととする。

その記録においては、誰がどのような役割を実施したのか、どのような課題があったのかを明らかにするように心がけ、これらの記録をもとに、よりよい対応が行えるよう改善を図る。

(1) 農業用施設の被害確認訓練

現場段階での担当者の安否確認を実施するとともに、津波等により被害を受けた農業用施設の状況確認のための訓練を実施する。

(2) 被害報告連絡訓練

現場から、災害対策本部（県庁）までの連絡体制のチェックを行う。

(3) 水土里情報システム等 GIS ソフト操作研修

定期的な情報更新や災害時の速やかな操作に資するため、農業用施設の状況や津波被害想定農地の作付状況を入力した GIS ソフトの操作研修を実施する。

(4) 簡易な塩分濃度測定研修

農地の復旧後、速やかな営農再開の一助となる簡易な塩分濃度測定技術習得のための研修を実施する。



(5) 合意形成のためのファシリテーション能力向上研修

営農再開には多くの農業者の意見を取りまとめ、地域・産地の合意形成のもと復興を推し進める必要があり、そのためのファシリテーション能力の向上を目指す研修を実施する。

徳島県農業版業務継続計画〈県農業版ＢＣＰ〉

平成２５年６月策定

平成２５年１１月第２版改訂

平成２６年１１月第３版改訂

平成２７年１１月第３版改正